

# れいわ ねんどだい かいよこはまししょうがいしゃしさくすいしんきょうぎかい 令和7年度第1回横浜市障害者施策推進協議会

にちじ れいわ ねん がつ にち げつようび ご ご じ ご ご じ ふん  
日時：令和7年6月30日（月曜日）午後4時から午後5時15分まで

ばしょ よこはまし しちょうしゃ かい  
場所：横浜市市庁舎18階みなと1・2・3会議室 かいぎしつ

## し だい 《次 第》

### かいかい 1 開会

### けんこうふくしきょくちゅう 2 健康福祉局長あいさつ

### ほうこくじこう 3 報告事項

- (1) 第5期障害者プラン策定にかかるグループインタビュー等の実施について
- (2) こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 2025～2029について
- (3) 就労選択支援について

### た 4 その他

#### はいふしりょういちらん 【配付資料一覧】

- しりょう だい き よこはまししょうがいしゃ さくてい む とうじしゃ じっし  
資料1 第5期横浜市障害者プラン策定に向けたグループインタビュー・当事者ワーキングの実施について
- いて
- しりょう しゅやく さくてい  
資料2-1 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定について
- しりょう しゅやく がいようばんさっし  
資料2-2 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン 概要版冊子
- しりょう しゅやく がいようばんさっし  
資料2-3 こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン やさしい概要版冊子
- しりょう しゅうろうせんたくしょん  
資料3 就労選択支援について
- しりょう かんしん とうせっしつしんじぎょうおよ か ぐ てんどうたいさくじょせいじぎょう あんない  
資料4 感震ブレーカー等設置推進事業及び家具転倒対策助成事業のご案内について

# 令和7年度第1回横浜市障害者施策推進協議会座席表

令和7年6月30日(月曜日)午後4時～午後5時15分  
横浜市庁舎みなと1・2・3

稲垣	財津	田中	石津	松村				
地域支援課長	担当健康推進課長	担当医療援助課長	担当住宅政策課長	企画課長				
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								
工藤	近藤	原	高島	秋山	金井	飯野	大津	
セントラル福祉保健課担当課長	福祉保健課長	企画調整課長	課長	障害児福祉保健	精神保健福祉課長	特別支援教育課長	障害自立支援課長	障害施設サービス
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								
北川	樋田	柴山	福嶋	佐藤	片山	西野	小西	中村
医務担当部長	健康推進部長	担当部長	こども福祉保健部	こども青少年局長	健康福祉局長	障害福祉保健部長	教育インクルーシブ部長	セイシカの健康相談
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○								障害施策推進課長
小野 孝俊委員	久保田 政宏委員	岩崎 多宏委員	清水 武彦委員	港 裕樹委員	介助者	大橋 由昌委員	松田 隆和委員	介助者
6	6	5	4	4	3	3	2	2
清水 龍男委員	樋渡 明美委員	福本 秀委員	菅野 義矩委員	阿部 浩之委員	加藤 伸輔委員	村山 美保子委員	介助者	永田 孝委員
1	1	1	1	1	1	1	1	須山 優江委員
会内 長嶋	職二 務宮代 順一	二 宮代 理威 重						
マイク	マイク	マイク						
出入口	出入口	出入口						
記録席								
傍聴席	事務局席							
通訳者	通訳者							

横浜市障害者施策推進協議会 委員名簿 (令和8年7月13日まで)

	氏名	所属
1	阿部 浩之	社会福祉法人型地域活動ホーム連絡会 (地域活動ホームガツツ・びーと西所長)
2	飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会 副会長
3	岩崎 多宏	横浜市南部就労支援センター長
4	内嶋 順一	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター 担当理事
5	大橋 由昌	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 副理事長 (特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会 会長)
6	小野 孝俊	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 理事 (横浜市腎友会 事務局長)
7	加藤 伸輔	ピアサポートグループ在
8	金井 緑	一般社団法人神奈川県精神保健福祉士協会 副会長
9	菅野 義矩	特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
10	久保田 政宏	日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合 事務局長
11	佐伯 隆史	一般社団法人神奈川県精神科病院協会 理事
12	渋谷 治巳	横浜市障害者地域作業所連絡会 副会長
13	清水 武彦	神奈川県立瀬谷支援学校校長
14	清水 龍男	横浜市心身障害児者を守る会連盟 代表幹事
15	鈴木 敏彦	淑徳大学副学長・高等教育研究開発センター教授、地域連携センター長
16	須山 優江	公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会 副理事長 (横浜市中途失聴・難聴者協会 会長)
17	樋渡 明美	特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 共同代表 (会長)
18	福本 秀	横浜公共職業安定所 所長
19	永田 孝	横浜市グループホーム連絡会 入居者部会部会長
20	奈良崎 真弓	にじいろでGO! 会長
21	二宮 威重	一般社団法人横浜市歯科医師会 常務理事
22	松田 隆和	横浜市肢体障害者福祉協会
23	水野 千鶴	一般社団法人横浜市医師会 常任理事
24	港 裕樹	横浜市精神障害者生活支援センター連絡会 (泉区生活支援センター芽生え施設長)
25	村山 美保子	横浜ピアスタッフ協会 (YPS) 副会長

れいわねんどよこはましおがいしゃしさくすいしんきょうぎかいじむきょくめいほ  
令和7年度 横浜市障害者施策推進協議会事務局名簿

くぶん 区分	きょくめい 局名	ほしょくめい 補職名	しめい 氏名
じむきょく 事務局	けんこうふくしきょく 健康福祉局	けんこうふくしきょく 健康福祉局長	さとう たいすけ 佐藤 泰輔
		けんこうすいしんがいむたんどうぶつちょう いりょうきょくそうむがいむたんどうぶつちょう 健康推進部医務担当部長(医療局総務部医務担当部長)	きたがわ ひろなお 北川 寛直
		しおがいふくしきょく 障害福祉保健部長	かたゆま ひさや 片山 久也
		けんこうふくしきょく 健康福祉局担当部長(こころの健康相談センター長)	こにし じゅん 小西 潤
		けんこうすいしんがいむたんどうぶつちょう 健康推進部担当部長	さとう まいりよ 佐藤 貢理代
		けんこうすいしんがい 健康推進部長	といだ みちこ 橋田 美智子
		けんこうふくしきょく 障害施策推進課長	なかむら つよし 中村 剛志
		せいいしんほけんふくしきょく 精神保健福祉課長	あさやま なおゆき 秋山 直之
		しおがいじりつしづんか 障害自立支援課長	いいの まさお 飯野 正夫
		しおがいしせつ 障害施設サービス課長	おおつ ごお 大津 豪
せいいしょ 教育委員会事務局	せいいしょうねんきょく こども青少年局	せいかくか 企画課長	まつむら たけや 松村 健也
		ふくしきょく 福祉保健課長	こんどう たかし 近藤 祥
		ふくしきょく 福祉保健課課長	くどう けいこ 工藤 恵子
		ちいきしきんか 地域支援課長	いながき じゅんこ 稲垣 純子
		いりょうきょく 医療援助担当課長	たなか やすゆき 田中 康之
かんけいきょく 関係局	せいいしょ 教育委員会事務局	せいいしょ こども青少年局長	ふくしま せいや 福嶋 誠也
		ふくしきょく こども福祉保健部担当部長	じばやま かずひこ しばやま 一彦
		しおがいふくしきょく 障害児福祉保健課長	たかいま ともこ 高島 友子
かんけいきょく 関係局	せいいしょ 教育委員会事務局	きかく 企画調整課長	はら ひろたけ 原 弘岳
		がっこうきょういくきかく 学校教育企画部インクルーシブ教育担当部長	にしの ひとし 西野 均
		どくべつしきんきょう 特別支援教育課長	かない くにあさ 金井 国明
かんけいきょく 関係局	せいいしょ 政策経営局	せいいしょ 経営戦略課基本戦略推進担当課長	たなか こうへい 田中 浩平
		けんちく 建築局	いしづ けいすけ 石津 啓介
		こうつぎょく 交通局	いりえようじろう 入江洋二郎

		しょうがいしさずいしんか し さくちょうせいかりちょう 障害施策推進課施策調整係長	かわいた はやと 川端 勇飛
		しょうがいしさずいしんか かいかくすいしんか しんかんとうかかりちょう 障害施策推進課指定・システム担当係長	とみた みちこ 畠田 優子
		しょうがいしさずいしんか し たんとうかかりちょう 障害施策推進課担当係長	よねやま 米山 のぞみ
		しょうがいしさずいしんか し ねぎじ 障害施策推進課担当係長	ねぎじ 聰
		しょうがいしさずいしんか し おばた ゆみこ 障害施策推進課共生社会等推進担当係長	おばた ゆみこ 小幡 由美子
		しょうがいしさずいしんか し わたなべ ひろみ 障害施策推進課相談支援推進係長	わたなべ ひろみ 渡辺 弥美
		しょうがいしさずいしんか し まつたと まゆ 障害施策推進課担当係長	まつたと まゆ 松本 麻
		しょうがいしさずいしんか し うめつ あやこ 障害施策推進課区分認定係長	うめつ あやこ 梅津 曲矢子
	けんこうふくしきょく 健康福祉局	せいしんじけんふくしきんかくせいかりちょう 精神保健福祉課精神保健福祉係長	かつき まさき 香月 正樹
		せいしんじけんふくしきんかくせいかりちょう 精神保健福祉課担当係長	くぼ ひろき 久保 裕樹
		せいしんじけんふくしきんかくせいかりちょう 精神保健福祉課救急医療係長	まつしま たかやき 松島 雅将
		しょうがいしさずいしんか し うの ひろこ 障害自立支援課福祉給付係長	うの ひろこ 宇野 純子
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害自立支援課居宅サービス担当係長	うめた ひさよし 梅田 久嘉
じむたんとう 事務担当		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害自立支援課移動支援係長	やまもと 山本 いづみ
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害自立支援課社会参加推進係長	ふじもり ゆうじ 藤森 祐次
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害自立支援課就労支援係長	おおの さる 大野 智
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害施設サービス課施設管理係長	さとう ひろかず 佐藤 実一
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害施設サービス課偏重推進係長	はたした ようすけ 畠 畳介
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害施設サービス課担当係長	ながと やすひろ 長戸 泰弘
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害施設サービス課地域施設支援係長	おひまつ たいいち 老松 太一
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害施設サービス課施設等運営支援係長	のぐち けいじろう 野口 廉太郎
		しょうがいりつしんかくせいかりょう 障害施設サービス課共同生活援助担当係長	いけだ りょうすけ 池田 隆介
		けんこううだん そうだんえんじゅかかりょう こころの健康相談センター相談援助係長	いしかわ しろみ 石川 めぐみ
		けんこううだん いそんじょうとうたいほくなんとうかかりょう こころの健康相談センター依存症等対策担当係長	まきの かおり 牧野 香織
		けんこううだん たんとうかかりょう こころの健康相談センター担当係長	よしだ ひろみつ 吉田 裕光
		さかくかたちとせいかりょう 企画課担当係長	さかい りょうすけ 坂井 良輔
		しょうがいじふくしきんかんかんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	かわみ ちあさき 川上 智昭
		しょうがいじふくしきんかんかんとうかかりちょう 障害児福祉保健課整備担当係長	さかい ちづき 坂井 千月
		しょうがいじふくしきんかんかんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	すがわら まさのり 菅原 政則
		しょうがいじふくしきんかんかんとうかかりちょう 障害児福祉保健課整備担当係長	すみし たかひと 住吉 勤仁
		しょうがいじふくしきんかんかんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	ながの たかお 永井 徹
		しょうがいじふくしきんかんかんとうかかりちょう 障害児福祉保健課担当係長	やまだ かづき 山田 一貴
		さかくらようせいかんとうかかりちょう 企画調整課担当係長	ことう ゆうすけ 後藤 佑介
	せいしおねんきょく こども青少年局	とくべつ支援教育課担当係長	しまだ けいいち 嶋田 廉一
		とくべつ支援教育課担当係長	のなか だいすけ 野中 大介
		けいはいりくわく けいじゅく 政策経営局	おかだ ゆきこ 岡田 由起子
		けんちくきょく 建築局	てしろもり さとる 手代森 悟
		こうつづきょく 交通局	たぬま しろう 田沼 庄
かんけいしょく 関係局		けいはいりくわく けいじゅく 政策経営局	

# 第5期横浜市障害者プラン策定に向けた グループインタビュー・当事者ワーキングの実施について

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度～8年度の6年間を計画期間としています。計画期間の終了に先立ち、令和7年度から、「第5期横浜市障害者プラン（令和9年度～14年度）」の策定に取り組んでいます。策定に向け、7月以降、当事者、家族と障害関係団体等に対して、現状やニーズを把握するためのグループインタビューを行います。

また、10月以降、当事者がプランの内容等について検討や意見交換を行う、障害者プラン当事者策定検討会（旧：当事者ワーキング）を行います。

## 1 グループインタビュー

### (1) 実施予定回数 約40回

うちわけ 当事者：約20回 家族：約10回 支援者：約10回

### (2) 実施方法

時間：1団体につき1～2時間程度（※報酬はありません）

方法：6人程度のグループに分かれ、現状やニーズに関するグループワークを行います。

### (3) 主なインタビュー事項（予定）

・第4期障害者プランの取組について

・第4期障害者プランに掲載していない取組について

・今後、本市が力を入れていくべき取組について

## 2 仮：障害者プラン当事者策定検討会（旧：当事者ワーキング）

障害者施策推進協議会の意見を踏まえ、当事者の意見が反映されたプランとなるよう、当事者で組織する「当事者策定検討会」を新たに設置します。

「当事者策定検討会」では、プランに関する構成や内容についてご意見をいただきます。

なお、この検討会の中で当事者ワーキングを実施します。

### (1) 検討メンバー

以下の団体から御推薦いただくことを想定しています。

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市精神障害者家族連合会、横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市地域活動ホーム連絡会、横浜市グループホーム連絡会、横浜知的障害関連施設協議会、横浜市精神障害者地域生活支援連合会など

### (2) 実施方法

時間：1回につき1～2時間 令和7～8年度にかけて4回程度実施

人数：1回あたり18名程度

(3) 檢討事項（予定）

グループインタビューや当事者向けアンケート調査等の意見を共有し、プランの構成や内容を検討します。

※当事者策定検討会での検討内容は、障害者施策検討部会及び施策推進協議会に報告します。

## 子ども、みんなが主役！よこはまわくわくプランの策定について

### 1 計画の概要

こども・子育て支援分野の総合計画として、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とした「こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン（第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画）」を令和7年3月に策定しました。（計画期間は令和7年度から11年度。）

#### ○目指すべき姿

全ての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

#### ○重点テーマ

- I 全ての子どものウェルビーイングを支える
- II 子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

#### ○法的根拠・計画の位置づけ

法的根拠	計画の位置づけ
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法／横浜市こども・子育て基本条例	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

### 2 障害施策の本計画への位置づけ

9つの基本施策の内、基本施策5として「障害児・医療的ケア児等への支援の充実」を計画に位置づけています。障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもへの相談やサポートを充実しています。障害のある人とない人が共に暮らす社会を目指して、社会全体の障害への理解を広げます。

#### ○目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
地域療育センターと保育所等の地域の関係機関との連携が図られている	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

概要版

# こども、みんなが主役! よこはまわくわくプラン

2025~2029

(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)



横浜市

- ◆本市のこども・子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定めます。また、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する各年度の「量の見込み」(ニーズ量)及び、量の見込みに対応する「確保方策」(確保量)を定めます。
- ◆第3期事業計画は、第2期事業計画までの子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画としての位置付けに加え、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例に基づく「こども計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」としても位置付けます。
- ◆本計画の計画期間は令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。
- ◆計画の対象は、こども基本法を踏まえて、心身の発達過程にある者とその家庭を対象とします。主に、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までのこどもとその家庭とします。若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。
- ◆横浜市中期計画をはじめ、こども・子育て支援施策に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、こどもや子育て家庭への支援を総合的に推進していきます。

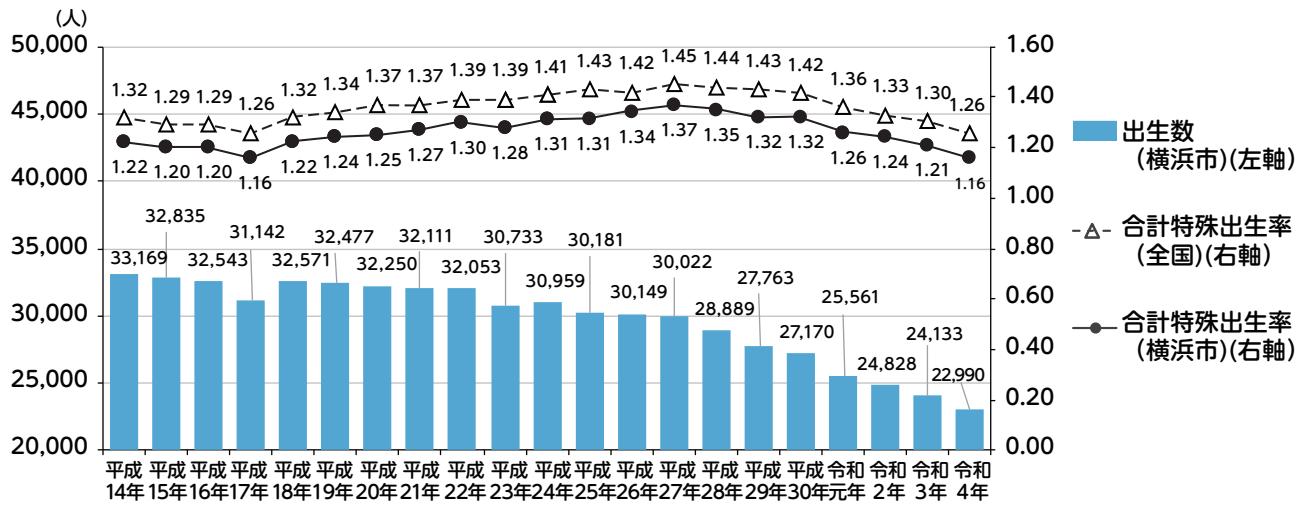
## こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例と計画の位置付け

- 令和5年4月、新たに「こども基本法」が施行されました。この法では、日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来に渡って幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定、こども等の意見の反映、市町村こども計画の策定などについて定められました。また、令和5年12月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会=「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- 令和7年4月には、「横浜市こども・子育て基本条例」が施行されます。条例では、こども・子育てについての基本理念として、「全てのおとなは、こども基本法の精神にのっとり、こどもがその個性と能力を十分に発揮でき、社会を構成する一員として、その年齢及び発達の程度に応じて意見が尊重される環境を整備することが、誰もが未来への希望が持てる活力ある社会を構築するための基盤である」という認識の下、相互に協力してこどもを育む社会の形成に取り組む」ことを掲げています。こども基本法に定められる市町村こども計画については、条例第8条において、「この条例を踏まえて策定することとしています。
- こども基本法、横浜市こども・子育て基本条例の施行を踏まえて、改めて、本計画の法的根拠と位置付けを次のように整理します。

法的根拠	計画の位置付け
子ども・子育て支援法	市町村子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画
こども基本法／横浜市こども・子育て基本条例	市町村こども計画
子ども・若者育成支援推進法	市町村子ども・若者計画

## 1 人口や少子化の状況

- ◆ 本市の出生数は減少傾向にあり、2022年時点では2.3万人です。1人の女性が一生のうちに生む子どもの数の指標「合計特殊出生率」は、2022年時点で、全国が1.26であるのに対して、本市は1.16と低い水準となっています。



(出典) 横浜市「横浜市統計書」、厚生労働省「人口動態統計」

## 2 こども・家庭の状況

- ◆ 未就学児のいる世帯では、父母共に就労している共働き世帯の割合は69%に上昇しています。未就労の母親は27%で、そのうち80%が就労意向があります。就業形態、働く場所や時間の多様化など、父母共に、様々な働き方のニーズへの対応が求められています。
- ◆ 2023年度に教育・保育事業を利用している割合は0歳児は27%、1歳児は63%、2歳児は75%に上昇しました。出産後、半年くらいまでの間に「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」があった割合は72%となっています。未就学児のいる世帯では、子育てに関する困りごとは、「子どものしきり方・しつけ」が56%、「仕事との両立」が46%、「子どもの教育」が39%、「経済的な負担」が38%となっています。
- ◆ 本市調査では、こどもを育てている現在の生活の満足度は未就学児保護者が74%、小学生保護者が61%で5年前と比較して低下しています。
- ◆ 本市調査(こども本人向けの質問)では、「建物の中で思いきり遊べる場所」「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」「運動が思いきりできる場所」「建物の外で思いきり遊べる場所」を求める声が多くなっています。
- ◆ 本市の児童虐待相談対応件数は2023年度で約1.4万件と増加傾向にあります。
- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、暴力、不登校、自殺企図、ひきこもり、無業状態、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出しています。

## 3 地域・社会の状況

- ◆ 本市調査によると、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解の促進」を挙げた人が48%となっています。
- ◆ 保護者から、子育て支援サービスの電子化等のデジタル活用のニーズがあります。
- ◆ 日本語指導が必要な児童生徒数は、2024年には約4,200人と、2014年の約3倍に増加しています。

## 1 目指すべき姿

全ての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、

未来を創る子ども一人ひとりが、

自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓（ひら）く力、

共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

## 2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

### 1 子どもの視点に立った支援

子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの人権と最善の利益が尊重されるよう、子どもが意見を表明する機会を確保しながら、「子どもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

### 2 全ての子どもへの支援

疾病や障害の有無にかかわらず子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子どもを支援する視点を持って取り組みます。

### 3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援

子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子どもの成長を長い目でとらえ、子どもの育ちや学びに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組みます。

### 4 子どもに内在する力を引き出す支援

子どもを多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を發揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする視点を持って取り組みます。

### 5 家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、家庭の子育て力を高めることで、妊娠、出産、子育てをする上で、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、支援する視点を持って取り組みます。

### 6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができる、また、保護者が気持ちに余裕を持って子どもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組みます。

### 7 様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～

「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うと共に、様々な社会資源や地域との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組みます。

令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置付けを行う最初の計画となること、「横浜市中期計画2022-2025」では、基本戦略「子育てしたいまち次世代を共に育むまちヨコハマ」を掲げて、広く子育て世代に響く支援を進めていることを踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進める事項として、第3期計画では新たに2つの重点テーマを設定します。

「目指すべき姿」の実現に向けて、「計画推進のための基本的な視点」を踏まえ、2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策により、計画を推進します。

目指すべき姿	基本的な視点	重点テーマ／施策分野・基本施策	
		重点テーマⅠ	重点テーマⅡ
全てのこどものウェルビーイングを社会全体で支え、未来を創ることで一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」	1 こどもの視点に立った支援	全てのこどものウェルビーイングを支える	子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す
	2 全てのこどもへの支援		
	3 それぞれの発達段階に応じ、育ちや学びの連続性を大切にする一貫した支援	施策分野1 全てのこども・子育て家庭への切れ目のない支援	基本施策1 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実 基本施策2 地域における子育て支援の充実 基本施策3 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続 基本施策4 学齢期から青年期までのこども・若者の育成施策の推進 基本施策5 障害児・医療的ケア児等への支援の充実
	4 こどもに内在する力を引き出す支援		
	5 家庭の子育て力を高めるための支援	施策分野2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援	基本施策6 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実 基本施策7 ひとり親家庭の自立支援／DV被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援 基本施策8 児童虐待防止対策と社会的養育の推進
	6 子育て世代の「ゆとり」を創り出すための支援		
	7 様々な担い手による社会全体での支援～自助・共助・公助～	施策分野3 社会全体でのこども・子育て支援	基本施策9 社会全体でこども・若者を大切にする地域づくりの推進

## 背景

- ◆ こども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って表出するため、こども・若者本人への支援に加え、保護者等を含め重層的にアプローチしていく必要があります。教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、ライフステージを通して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築が求められています。
- ◆ 全ての子どもが、家庭や学校以外にも、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、そこで様々な遊びや学び、体験活動の機会に接することができるよう、環境整備を進めていくことが必要です。
- ◆ こどもが対象となる幅広い施策・事業において、当事者であるこども自身が直接意見を表明できる機会を積極的に取り入れることやその意見の施策への反映などについて、本市全体で取り組んでいく必要があります。

## 方向性

- (1) 多機関連携によるこども・子育て家庭の安全・安心を支えるための基盤づくりと地域ネットワークの構築
- (2) こどもが安心して過ごせる居場所や遊び場・体験活動の充実
- (3) 年齢や発達の程度に応じてこどもが意見を表明でき、その意見が尊重され、「こどもまんなか社会」に生かされる仕組み

アウトカム指標 <sup>*1</sup>	現状値 (R5)	目標値 (R11)
青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合 <sup>*2</sup>	63%	70%
よこはま子ども・若者相談室の利用者アンケートで「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
「横浜市学力・学習状況調査」における生活・学習意識調査のうち、生活意識に関する次の各項目で肯定的に回答した割合 ①将来の夢や目標をもっていますか／②自分のことが好きですか／③自分には良いよいところがあると思いますか	小学生 ①86.3% ②78.6% ③81.9% 中学生 ①71.0% ②71.7% ③78.2%	維持・向上

\*1 アンケート調査はあくまで回答者本人の主觀に基づくもので、ウェルビーイングの状況を把握するための1つの要素にはなりますが、これをもってこどものウェルビーイング全体を測るものではありません。こども大綱では、こども施策に関するデータの整備として、「こどもに着目したウェルビーイング指標の在り方について検討を進める」こととされています。本市としても、国の動向を踏まえながら、より適切な指標について、引き続き研究していきます。

\*2 利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合

## 主な事業・取組

包括的に支える地域ネットワーク	子どもの居場所・遊び場、 体験活動の充実	子どもの思いや意見を聴き、 尊重するための取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>● こども家庭センター機能の設置</li> <li>● 地域子育て相談機関の設置</li> <li>● 青少年相談センター事業</li> <li>● 困難を抱える若者に対するSNS相談事業</li> <li>● ヤングケアラー支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● こども・若者の居場所づくり</li> <li>● こども・青少年の体験活動の推進</li> <li>● プレイパーク支援事業</li> <li>● 安全・安心な公園づくり</li> <li>● こども食堂等の子どもの居場所づくりに対する支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進</li> <li>● こどもの意見を聴く取組の推進</li> <li>● 児童相談所等の相談・支援策の充実</li> </ul>

# 子育て家庭が実感できる 「ゆとり」を生み出す

## 背景

- ◆ 本市調査(未就学児保護者)で共働き世帯の割合は69%、両親共にフルタイム就労している割合は46%と共に働き世帯が増加しています。子育てをしていて感じる困りごととして、「仕事との両立」を挙げた割合は、未就学児調査で46%と、仕事と家事・育児の両立に悩む家庭は少なくありません。
- ◆ 横浜市立大学と連携した「家庭と子育てに関するコホート研究(ハマスタディ)」によると、本市の両親共にフルタイム勤務をしている子育て家庭について、妻の家事時間が長くなるにつれて妻のウェルビーイングが低下する傾向となる調査結果が出ています。
- ◆ 保護者が時間的、精神的、経済的なゆとりをもって日々の生活を送ることは、保護者がこどもに向き合う時間を充実させることにつながり、また、保護者が子育てをするうえで、不安感や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じることは、こどもの健やかな成長につながっていきます。
- ◆ 子育て世代の「ゆとり」は、子育て中の親子の笑顔や幸せ、生活満足度の向上に欠かせない要素の一つと言え、中期計画の基本戦略に掲げた「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を実現していくためにも、子育て家庭のゆとりの創出に重点的に取り組んでいく必要があります。

## 方向性

(1) 時間的負担感の軽減 (2) 精神的負担感の軽減 (3) 経済的負担感の軽減

アウトカム指標	現状値 (R6)	目標値 (R11)
子育て家庭の「時間的負担感」が軽減されていると思う人の割合	34.4%	42.5%
子育ての困り事がいつでも相談でき、「精神的負担感」が軽減されていると思う人の割合	32.1%	42.5%
子育て家庭の「経済的負担感」が軽減されていると思う人の割合	45.6%	50.6%
子育て家庭のほしい情報に簡単にアクセスできることにより、「子育ての見通し」が持てていると思う人の割合	35.9%	51.6%
こどもの「預けやすさ」が実感できている人の割合	20.1%	29.8%
親子が「身近な遊び場・居場所」で楽しむことができていると思う人の割合	51.3%	59.9%
「小1の壁」が打破されていると思う人の割合	25.4%	39.4%

※パマトコ登録者に7つのアウトカム指標に沿ったアンケートを行い、現状値を把握しました。

## 主な取組内容

- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- にもつ軽がる保育園
- 中学校給食事業
- 一時預かり事業
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- 商業・集客施設等での一時預かり促進事業
- こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり事業
- 子育てタクシー普及促進事業
- 妊産婦・こどもの健康相談事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地域子育て相談機関の設置
- こども家庭センター機能の設置
- 妊婦健康診査事業
- 妊婦等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 小児医療費助成事業
- 児童手当

# 生まれる前から乳幼児期までの 一貫した支援の充実

- ◆ 全ての子育て家庭及び妊産婦が安心してこどもを生み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。
- ◆ 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、こどもの健やかな成長を確保するため、妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

## 目標・方向性

- (1) 妊娠・出産・不妊に関する正しい知識の普及啓発や妊娠期から子育て期に渡る相談支援の充実
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援の充実
- (3) 乳幼児の健やかな育ちのための保健対策の充実
- (4) 安全・安心な妊娠・出産に向けた産科・周産期医療及び小児医療の充実

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
4か月健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「4か月健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	78.7%	81.6%
3歳児健診で、お子さんに対して育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている	「3歳児健診の問診票」から育てにくさを感じている方が、相談先を知っているなど、解決方法を知っている割合	80.4%	83.0%

## 主な事業・取組

- 思春期保健指導事業
- 妊娠・出産相談支援事業
- 妊婦健康診査事業
- 産科・周産期医療の充実
- 小児医療費助成事業
- 妊婦等包括相談支援事業／妊婦のための支援給付
- 出産費用助成事業
- 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- 産後母子ケア事業
- 産前産後ヘルパー派遣事業
- 妊婦健康診査事業
- 乳幼児健康診査事業等
- 妊産婦・こどもの健康相談事業

いつでも相談  
— どんな悩み・質問もお好きな時間に —

どちらの医療者に相談しますか？

- 相談例
- 授乳
  - おっぱいトラブル
  - 食事(固食・離乳食など)
  - こころの不調・育児不安
  - 肥腹・園園さ・トイレ
- \*すでに診断されているお子さんの病気は小児科医へ

助産師に相談

- 相談例
- 熱・せき・鼻水・便秘
  - 嘔吐・下痢・アレルギー
  - 肌トラブル・湿疹
  - 成長・発達・予防接種
  - ケガ(転倒・頭を打った)

小児科医に相談

◀「妊産婦・こどもの健康相談」画面



# 地域における子育て支援の充実

- ◆ 安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。
- ◆ 多様なこどもや大人との出会い、モノ・自然・絵本・場所等といった環境との関わりを通して、子どもの興味・関心に合わせた「遊びと体験」の環境と機会を提供します。

## 目標・方向性

- (1) 妊娠期からの支援と親子が集える場や機会の充実
- (2) 幼児期の豊かな「遊びと体験」の環境と機会の提供
- (3) 保護者・養育者が気軽に相談できる場や機会の確保
- (4) 地域における子育て支援の質の向上
- (5) 地域ぐるみでこども・子育てを温かく見守る環境づくり

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
親子の居場所の利用を通じて、つながりをつくったり、情報が得られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、親子の居場所を利用して「過去に利用していた」と回答した割合	50.6%	57% (R10)
子育てについて不安に感じる方が減少する	「利用ニーズ把握のための調査」において、現在の子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることが「よくあった」「時々あった」と回答した割合	58.3%	55% (R10)
子育て家庭が地域に見守られている	「利用ニーズ把握のための調査」において、子育てをしていて地域社会から見守られている、支えられていると「感じる」「どちらかといえばそう感じる」と回答した割合	32.4%	55% (R10)

## 主な事業・取組

- 地域子育て支援拠点事業
- 地域子育て支援拠点における利用者支援事業
- 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出
- 地域子育て相談機関の設置
- 親と子のつどいの広場事業
- 保育所子育てひろば、幼稚園はまっ子広場事業
- 子育て支援者事業
- 未就学児に向けた「遊びと体験」ができる環境・機会の提供
- 体系化された研修による、地域子育て支援スタッフの育成
- 子育て応援アプリ「パマトコ」
- 横浜子育てサポートシステム
- 子育て家庭応援事業（愛称「ハマハグ」）
- こども家庭センター機能の設置
- 子育てタクシー普及促進事業



# 乳幼児期の保育・教育の充実と 学齢期への円滑な接続

- ◆ 「こどもの最善の利益」や「こどもまんなか社会」の視点を大切にしながら、研修の充実や公開保育への支援等を通じて保育・幼児教育の質の確保・向上を図ります。また、個別に支援が必要な児童に対する支援を実施するほか、保育・教育施設から学校への円滑な接続、待機児童・保留児童対策や保育士等の人材確保の取組の推進、一時預かりや病児保育等の多様なニーズに応じる環境整備を進めます。

## 目標・方向性

- (1) 保育・幼児教育の質の確保・向上
- (2) 個別に支援が必要な児童に対する支援
- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園から学校への円滑な接続
- (4) 保育・幼児教育の場の確保
- (5) 保育・幼児教育を担う人材の確保
- (6) 多様なニーズへの対応と充実

アウトカム	指標	現状値	目標値 (R11)
待機児童の解消	待機児童数	5人 (R6年4月1日)	0人
こどもたちが、自分の思いや主体性を尊重された保育・教育を受けている	保育・教育施設へのアンケートにおいて、こども一人ひとりの思いをくみ、興味関心に合わせた柔軟な保育を施設全体で実践していると回答した割合	46% (R6年度)	70%

## 主な事業・取組

- 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進
- 「保育・幼児教育センター（仮称）」の整備
- 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進
- 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続
- 保育・幼児教育の場の確保
- 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業
- 保育・教育コンシェルジュ事業
- 保育所等の利用におけるオンライン申請の推進
- 保育士の採用、定着に課題を抱える園への支援
- 将来の担い手の確保と潜在保育士の復職支援
- 一時預かり事業
- こども誰でも通園制度の実施
- 24時間いつでも預かり保育事業
- 商業・集客施設等での一時預かり促進事業
- こどもが楽しめる体験プログラム付き一時預かり



### 「よこはま☆保育・教育宣言 ～乳幼児期の心もちを大切に～」

大切にしたいこどもの姿や保育の方向性を示すものとして、日々の保育の実践に生かしています。

#### 共有したいこどもの姿・方向性 今と未来を生きるこどもを育みます

- 宣言1** 安心できる環境をつくり、一人ひとりを大切に保育します  
**宣言2** こどもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします  
**幼保小の連携** 乳幼児期の育ちと学びを受け止め、小学校以降の教育につなげます

# 学齢期から青年期までの こども・若者の育成施策の推進

- ◆ こども・若者の多様なニーズに応じた居場所づくりや体験活動の充実、多世代との交流促進、地域主体の取組の推進を図ります。
- ◆ こども・若者に関する施策・事業の推進に当たっては、こども・若者の主体性を尊重し、社会参画を促進していくとともに、こども・若者の声を聴く機会を設け、その意見を反映する取組を進めます。
- ◆ 放課後の時間を過ごす全てのこどもの安全・安心な居場所を確保し、更なる質の向上を図るとともに、子育て世代にゆとりを創出し、こどもと向き合う時間の充実につながるよう、「小1の壁」の解消に取り組みます。

## 目標・方向性

- (1) 小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (2) いわゆる「小1の壁」の打破
- (3) こども・若者の成長を支える基盤づくり
- (4) こども・若者の成長を見守り、支える地域社会づくり
- (5) こども・若者的人権を守る取組の推進とこども・若者の意見の反映

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
クラブを利用する児童の満足度の向上	放課後キッズクラブ・放課後児童クラブを利用する児童へのアンケートのうち、「クラブは楽しいですか」の項目で「楽しい」「どちらかというと楽しい」と回答した児童の割合	89%	95%
こども・若者が居場所を持ち、多様な体験を重ねることで自身の成長を感じることができる	青少年の地域活動拠点等において利用者の自己肯定感が高まったと感じた割合*	63%	70%
多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、地域でこども・若者の見守りが充実している	地域で青少年育成の連携・協働を促進するため、(公財) よこはまユースが支援を行った団体数	757団体	877団体

\* 利用者アンケートの『自分自身への変化』の項目で「自分に自信がついた」「人前で話すのが得意になった」「自分が明るくなった」「自分が何かの役に立てるのを知った」「将来や進路を考えられるようになった」と回答した若者の割合

## 主な事業・取組

- 放課後児童育成事業
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受け入れ推進
- 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供
- 小学生の朝の居場所づくり事業
- こども・若者の居場所づくり
- こども・青少年の体験活動の推進
- プレイパーク支援事業
- 安全・安心な公園づくり
- 子どもの文化体験推進事業
- 子どものスポーツ活動支援事業・スポーツ分野における学校訪問事業・トップスポーツチーム連携事業
- 子どもアドベンチャーカレッジ事業
- 中学校給食事業
- こども食堂等のこどもの居場所づくりに対する支援
- こども・若者の意見を反映した事業の実施

放課後の体験プログラムの様子▶



# 障害児・医療的ケア児等への支援の充実

- ◆ 地域で必要な支援を適切な時期に受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図ります。将来の自立等に向けて療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実を図ります。また、入所児童の成人期の地域での生活への移行の推進を図ります。
- ◆ 医療的ケア児や重症心身障害児等の在宅生活支援や医療・福祉・教育分野の受入れ体制の充実に取り組みます。
- ◆ こどもの意見を聴く取組の推進や障害への理解促進を図ります。

## 目標・方向性

- (1) 地域療育センターを中心とした地域における障害児支援の充実
- (2) 将来の自立等に向けた療育と教育の連携等による切れ目のない支援の充実
- (3) 障害児相談支援をはじめとする相談支援の充実
- (4) 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- (5) 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援の充実
- (6) こどもの意見を聴く取組等の推進と、障害への理解促進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
地域療育センターと保育所等の地域の関係機関との連携が図られている	地域療育センターが実施する保育所等への巡回訪問回数	2,496回	3,500回
保育所等に通う医療的ケア児への支援力が強化され、医療的ケア児が安心して通園できる	保育所等医療的ケア児支援看護師研修受講者アンケートで研修内容が日頃の業務に活用できると回答した割合	91.8%	100%

## 主な事業・取組

- 地域療育センター運営事業
- 保育・教育施設等における障害のあるこども／医療的ケアが必要なこどもの受入れ推進（再掲）
- 放課後児童育成事業における障害児・医療的ケア児の受入れ推進（再掲）
- 障害児相談支援をはじめとする相談支援の推進
- 療育と教育との連携強化等による学齢期の障害児支援の充実
- 障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上
- 障害児入所施設の環境向上と入所児童の地域移行の推進
- 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進
- メディカルショートステイ事業の推進
- 小児がん患者のがん対策の推進
- 小児慢性特定疾病対策事業
- こどもの意見を聴く取組の推進
- 市民の障害理解の促進



# 困難を抱えやすいこども・若者への支援施策の充実

- ◆ 困難を抱えやすいこども・若者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、各学校や地域人材との連携、地域住民への啓発などを一層推進します。また、年齢によらない切れ目のない支援や、関係機関、民間団体及び地域が連携した包括的な支援を行います。
- ◆ ヤングケアラーの様々な負担の軽減や、本人やその家族を社会全体で見守り・支える環境づくりを進めます。

## 目標・方向性

- (1) こども・若者を社会全体で見守り、悩みや課題の早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (2) 世帯全体を視野に入れたこども・若者への支援の充実
- (3) 切れ目ない支援を実現するための関係機関等の連携

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
若者が社会参加している	青少年相談センター、 地域ユースプラザ、 若者サポートステーションの 支援による改善者数	1,539人／年	7,700人 (累計)
こども・若者の不安や悩みが 軽減している	よこはま子ども・若者相談室の 利用者アンケートで 「気持ちが軽くなった」と回答した割合	68.4%	80%
ヤングケアラーを社会全体で 見守り、支える環境づくりが できている	ヤングケアラー支援研修等の 受講者数	998人／年	6,000人 (累計)

## 主な事業・取組

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業
- 若者サポートステーション事業
- 困難を抱える若者に対するSNS相談事業  
(よこはま子ども・若者相談室)
- ヤングケアラー支援事業
- こども・若者の意見を聴く取組の推進
- 不登校児童生徒支援事業
- 不登校のこども等困難を抱えやすいこどもの  
居場所づくり
- 地域等と連携したいじめ等の防止
- 外国につながるこどもたちへの支援事業
- 寄り添い型生活支援事業
- 寄り添い型学習支援事業
- 放課後学び場事業
- 経済的に困難を抱える世帯への就学援助等
- 自殺対策事業



# ひとり親家庭の自立支援／DV 被害者支援／困難な問題を抱える女性への支援

- ひとり親家庭が抱える複合的な課題や個別ニーズに対応するため、経済的支援のほか、子育て・生活、就業、養育費確保、相談など総合的な自立支援を進めます。また、ひとり親家庭の子どもに対する直接的なサポート充実と意見表明機会の提供に取り組みます。
- DV被害者や困難を抱える女性とその子どもに対し、関係機関と連携しながら自立に向けた相談支援を実施するとともに、広報・啓発やアウトリーチの実施等により、相談につながりやすい環境づくりを進めます。

## 目標・方向性

- ひとり親家庭の経済的・時間的な困難を軽減するための総合的な自立支援
- ひとり親家庭の子どもに対する学習支援などの直接的なサポート充実と意見表明機会の提供
- DV被害者及び困難を抱える女性、その子どもへの安全・安心の確保と自立支援
- 支援に関わる職員の資質向上、体制の強化及び啓発等

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
ひとり親家庭が本市支援により就労に至っている	ひとり親サポートよこはま等の支援により就労に至ったひとり親の数	345人／年	1,800人 (累計)
ひとり親家庭の子どもが進学や就職に向けて取り組んでいる	思春期接続期支援事業の事後アンケートで「将来の夢や就職について目標がある」と回答した子どもの割合	68.1%	70.0%
DV等被害者が、適切に相談支援に繋がっている	DVに関する相談件数	4,527件	5,000件

## 主な事業・取組

- 児童扶養手当
- ひとり親家庭自立支援給付金事業
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業  
(ひとり親サポートよこはま)
- 日常生活支援事業（ヘルパー派遣）
- 養育費確保支援事業
- 思春期・接続期支援事業
- 母子生活支援施設
- 子どもの意見を聞く取組の推進
- 住宅確保の支援
- DV被害者支援
- 女性緊急一時保護施設補助事業
- 若年女性支援モデル事業
- デートDV・DV防止事業



相談風景▶  
(ひとり親サポートよこはま)



# 児童虐待防止対策と 社会的養育の推進

- ◆ 児童虐待対策を総合的に推進し、未然防止から再発防止までの支援策を強化します。
- ◆ 各区にこども家庭センター機能を設置し、包括的な相談支援を提供するとともに、児童相談所の機能を強化し、虐待の早期発見や親子関係の再構築及び支援の充実を図ります。
- ◆ 社会的養育を推進し、里親登録者の確保や施設の多機能化・高機能化を進めます。更に、子どもの意見表明の機会を確保し、権利擁護の取組を推進します。

## 目標・方向性

- (1) 児童虐待対策の総合的な推進
- (2) 児童虐待対応の支援策と児童相談所の機能強化
- (3) 社会的養育の推進
- (4) 子どもの意見表明機会の確保と権利擁護の取組の推進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
子どもの安心安全が保障されている社会の実現（虐待死の根絶）	児童虐待による死亡者数	2人	0人
子どもと保護者の心理・社会的孤立の解消	こども家庭センター設置数	3か所 (R6)	18か所
	合同ケース会議での協議件数 (妊娠婦、こども、子育て家庭に対する一貫した支援の実施数)	—	30,000件
子どもの最善の利益を図るための家庭養育の優先	里親委託率	20.7%	36.8%
	里親登録者数	277組	430組
	ファミリーホーム設置数	8か所	9か所

## 主な事業・取組

- 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
- 妊娠・出産相談支援事業（再掲）
- こども家庭センター機能の設置（再掲）
- 学校・医療機関との連携強化
- 児童虐待防止の広報・啓発
- 養育支援家庭訪問事業
- 親子関係形成支援事業
- 児童相談所等の相談・支援策の充実
- 一貫した社会的養護体制の充実
- 里親等委託の推進
- 子育て短期支援事業
- 子どもの意見を聴く取組の推進



児童虐待防止広報・  
啓発の取組



# 社会全体でこども・若者を 大切にする地域づくりの推進

- ◆ 仕事と育児等の調和が実現され、子育てを楽しみ、こどもの成長に関わることができる社会をつくるため、企業に対する支援や男性の育児等への参画の促進など、多様で柔軟な働き方と共に育てを推進します。
- ◆ こどもや子育て中の人を応援する取組が広がるよう、こどもを大切にする社会的な気運醸成に取り組むとともに、安全・安心な環境の中で子育てができるまちづくりを推進します。
- ◆ こどもの意見を聴き、施策・事業に生かすための取組を進めます。

## 目標・方向性

- (1) 多様で柔軟な働き方と共に育ての推進
- (2) こどもを大切にする社会的な気運の醸成と安全・安心な地域づくり
- (3) こどもの意見を施策・事業に生かす取組の推進

アウトカム	指標	現状値 (R5)	目標値 (R11)
男女共に仕事と子育てを両立できる環境が整備されている	市内事業所における男性の育児休業取得率	40.6%	40.6%以上*
こどもや子育てにやさしい地域づくりが進んでいる	子育て環境が整っていることを理由に、横浜に住み続けたいと考える子育て世帯等の割合	15.2%	20%

\* 関連計画である横浜市男女共同参画行動計画と連動するため、令和8年度開始予定の次期横浜市男女共同参画行動計画の指標との整合を図り、本計画の目標値として改めて設定します。

## 主な事業・取組

- 共に子育てをするための家事・育児支援
- 誰もが働きやすい職場環境づくりの推進
- 子育て応援アプリ「パマトコ」(再掲)
- 子育て応援アプリ「パマトコ」家事負担軽減のためのコンテンツ作成(よこはま楽家事応援団)
- 結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・情報提供や若い世代向けのライフデザイン支援
- 福祉のまちづくり推進事業
- 地域の総合的な移動サービス検討
- 地域子育て応援マンションの認定
- 安全・安心な公園づくり(再掲)
- 読書に親しむ機会の創出と図書館サービスの充実
- 子育て世代向け横浜の魅力PRサイト
- 地域防犯活動支援事業
- こどもの交通安全対策の推進
- よこはま学援隊事業
- 安全教育・防災対策の推進
- こどもの意見を聴く取組の推進



◆ よこはまグッドバランス  
認定企業向けセミナーの様子

## パブリックコメントで出されたこどもの意見(抜粋)

- 若い世代もこの横浜市をより良く暮らしやすいまちにしていきたいです。  
そのために、若い世代の声も大事にして頂きたいです。
- のびのびと遊ぶことができる場所が少ないと感じました。
- ボールが使える広い場所、みんなで楽しく遊べる場所が欲しいです。
- 障害のあるこども、障害のある人と書いてあるが、生きづらさを感じる社会に障害があるのだと思う。  
誰もが生きやすい社会をつくることを考えた方がよい。
- 携帯を持たないこどもが相談するための場所を区役所に設置してほしい。

# 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業

## 第5章 に関する量の見込み・確保方策

- ◆ 本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)及び「確保方策」(量の見込みに対応する確保量と実施時期)を定めることとなっています。
- ◆ 令和5年度に実施した「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定します。

### 1 保育・教育に関する施設・事業

(単位：人)

確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	年度		令和7年度					令和8年度				
		教育・保育給付認定区分 <sup>※1</sup>		3号			2号	1号	3号			2号	1号
		年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	
	量の見込み		6,281	13,862	14,812	49,018	27,561	6,249	14,164	14,830	47,436	26,812	
	3歳未満児の保育利用率		51.1%						52.1%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業		5,620	11,961	12,941	48,996	20,561	5,583	12,182	12,943	47,415	18,748	
	私学助成幼稚園						17,631						16,036
	地域型保育・横浜保育室		661	1,901	1,871	22		666	1,982	1,887	21		
	計		6,281	13,862	14,812	49,018	38,192	6,249	14,164	14,830	47,436	34,784	

確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	年度		令和9年度					令和10年度				
		教育・保育給付認定区分 <sup>※1</sup>		3号			2号	1号	3号			2号	1号
		年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	
	量の見込み		6,217	14,466	14,848	45,854	26,063	6,185	14,768	14,866	44,272	25,314	
	3歳未満児の保育利用率		52.0%						51.9%				
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業		5,546	12,403	12,945	45,834	16,937	5,509	12,623	12,948	44,253	15,123	
	私学助成幼稚園						14,439						12,845
	地域型保育・横浜保育室		671	2,063	1,903	20		676	2,145	1,918	19		
	計		6,217	14,466	14,848	45,854	31,376	6,185	14,768	14,866	44,272	27,968	

確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業	年度		令和11年度					
		教育・保育給付認定区分 <sup>※1</sup>		3号			2号	1号	
		年齢	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳		
	量の見込み		6,154	15,069	14,885	42,692	24,561		
	3歳未満児の保育利用率		51.7%						
確保方策	認定こども園・保育所・施設型給付幼稚園・企業主導型保育事業		5,471	12,846	12,950	42,674	13,313		
	私学助成幼稚園						11,248		
	地域型保育・横浜保育室		683	2,223	1,935	18			
	計		6,154	15,069	14,885	42,692	24,561		

※1 「教育・保育給付認定区分」

1号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がない子どもに相当するもの

2号：3歳から小学校就学前であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

3号：満3歳未満であって保育の必要性がある子どもに相当するもの

## 2 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法上の事業区分	本市事業	単位	上段:量の見込み、下段:確保方策					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査事業	延べ受診回数(回/年)	285,830 285,830	288,831 288,831	291,828 291,828	294,828 294,828	298,317 298,317	
乳児家庭全戸訪問事業	こにちは赤ちゃん訪問事業	訪問件数(件/年)	22,626 22,626	22,795 22,795	23,069 23,069	23,351 23,351	23,567 23,567	
産後ケア事業	産後母子ケア事業	延べ利用人数(人/年)	10,924 10,924	12,168 12,168	13,487 13,487	14,842 14,842	16,176 16,176	
子育て短期支援事業	ショートステイ	延べ利用者数(人/年)	712 712	746 746	779 779	812 812	845 845	
	トワイライトステイ	延べ利用者数(人/年)	5,134 5,134	5,285 5,285	5,436 5,436	5,587 5,587	5,738 5,738	
	母子生活支援施設緊急一時保護事業	延べ利用世帯数(世帯/年)	92 92	92 92	92 92	92 92	92 92	
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	育児支援家庭訪問事業	家庭訪問	訪問世帯数(世帯/年)	407 407	407 407	407 407	407 407	
		ヘルパー	延べ派遣回数(回/年)	2,225 2,225	2,232 2,232	2,231 2,231	2,237 2,237	2,240 2,240
	養育支援家庭訪問事業	家庭訪問	延べ実施回数(回/年)	4,313 4,313	4,607 4,607	4,902 4,902	5,195 5,195	5,490 5,490
		ヘルパー	延べ派遣回数(回/年)	8,882 8,882	9,038 9,038	9,196 9,196	9,349 9,349	9,504 9,504
	要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止啓発地域連携事業の一部)	検討会議件数(件/年)	1,966 1,966	1,983 1,983	1,999 1,999	2,013 2,013	2,035 2,035	
	親子関係形成支援事業	実人件数(人/年)	271 30	275 90	284 150	291 210	300 300	
	病児保育事業	実施箇所数(か所)	30 30	30 30	30 30	30 30	30 30	
	妊婦等包括相談支援事業	面談実施回数(回/年)	78,000 78,000	78,960 78,960	79,920 79,920	80,640 80,640	81,360 81,360	
利用者支援に関する事業	横浜子育てパートナー	実施箇所数(か所)	28 28	28 28	28 28	28 28	28 28	
	保育・教育コンシェルジュ	実施箇所数(か所)	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
	統括支援員	実施箇所数(か所)	18 6	18 18	18 18	18 18	18 18	
	母子保健コーディネーター	実施箇所数(か所)	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
	こども支援員	実施箇所数(か所)	18 18	18 18	18 18	18 18	18 18	
	延長保育事業(夕延長)	利用者数(人/月)	3,694 3,694	3,589 3,589	3,480 3,480	3,378 3,378	3,273 3,273	
放課後児童健全育成事業	放課後キッズクラブ(一部)、放課後児童クラブ	対象児童数(人)定員数(人)	34,847 42,437	34,047 41,463	33,245 40,487	32,446 39,514	31,600 38,482	
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、保育所等子育てひろば、幼稚園等はまっ子広場等	延べ利用者数(人/年)	61,773 61,773	65,549 65,549	69,325 69,325	73,101 73,101	76,878 76,878	
一時預かり事業、子育て援助活動支援事業	幼稚園での預かり保育(1号)	延べ利用者数(人/年)	184,862 184,862	191,917 191,917	198,972 198,972	206,027 206,027	213,082 213,082	
	幼稚園での預かり保育(2号)	延べ利用者数(人/年)	1,962,033 1,962,033	2,029,203 2,029,203	2,096,373 2,096,373	2,163,543 2,163,543	2,230,713 2,230,713	
	その他(保育所での一時保育、乳幼児一時預かり、親と子のつどいの広場での一時預かり、横浜子育てサポートシステム、24時間いつでも預かり保育事業(日:24時間型緊急一時保育事業)、休日一時保育)	延べ利用者数(人/年)	318,067 318,067	341,366 341,366	364,664 364,664	387,963 387,963	411,262 411,262	
	乳児等通園支援事業	0歳児		286 28	293 101	302 172	312 246	320 320
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	1歳児	478 25	478 133	470 242	469 355	467 467	
		2歳児	494 74	421 171	436 265	445 360	459 459	

# 第6章 計画の推進体制等について

## 1 様々な主体による計画の推進

- ◆ 本市におけるこども・子育て支援は、様々な担い手によって支えられ、様々な地域で展開されると共に、行政との協働も積極的に推進されてきました。
- ◆ 本計画は素案の作成段階から、「横浜市子ども・子育て会議条例」で定める附属機関である「子ども・子育て会議」で議論を重ねてきました。また、子育て世帯やこども本人を対象としたニーズ調査の実施や、市内全区における市民意見交換会の開催などを通じて、幅広く御意見をいただきました。
- ◆ これからも「自助・共助・公助」の考え方を大切にし、あらゆる担い手が、こども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ取組を進めていただけるよう、市民、関係者の皆様と連携・協働し、計画を推進していきます。

## 2 こどもの意見を施策へ反映するための体制整備

- ◆ 横浜市子ども・子育て基本条例の施行に合わせ、本市におけるこどもの意見表明の機会の確保と施策への反映を進めるために必要な体制の整備を行います。
- ◆ 取組の実効性を高めていくために、施策を所管する各部署が、取組の目的や好事例を共有しながら、各施策の特性に合わせ、こどもの意見聴取と施策への反映を進めていくことが重要です。先進事例に関する情報収集と実践を通じた課題の把握や改善の取組を継続して進めていきます。

## 3 計画の点検・評価等

- ◆ 計画に定める事業・取組の内容や事業量等については、社会情勢や新たに把握したデータに基づくニーズ等を踏まえ、毎年度、必要な見直しを行います。
- ◆ 子ども・子育て会議は、こども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置付けられています。引き続き計画のPDCAサイクルの確保に努め、子ども・子育て会議で、計画の実施状況について毎年度の点検・評価や計画の中間見直しを実施していきます。

## 4 こども・子育て支援に関わる人材の確保・育成の推進

- ◆ 専門機関や地域資源同士が連携しながら、こども・子育て家庭を包括的に支援していくことが求められています。各区のこども家庭センターが中心となり、専門機関や地域資源同士の恒常的なつながりをより一層充実できるよう、地域資源間のネットワーク化の促進に取り組んでいきます。
- ◆ こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成等に取り組み、支援の充実を進めています。

## 5 こども・子育て支援に関する情報発信や情報提供の推進

- ◆ スマートフォン一つで子育てに関する手続や情報収集などが可能となる、子育て応援アプリ「パマトコ」を令和6年度にリリースしました。今後も必要な情報を必要な人に届けられるよう開発を進めています。
- ◆ こどもたち本人に対しては、市のこども・子育て支援施策に関心を持ってもらうと共に、意見を表明する機会が確保されていることなどについて周知を進めています。
- ◆ こどもまんなか社会の実現のため、こどもや子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め、行動に移していくことができるよう、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための気運の醸成に向けた情報発信・情報提供にも取り組んでいきます。



## こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン

(第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画)

### 横浜市こども青少年局企画調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話 045-671-4281 FAX 045-663-8061 Email kd-kikaku@city.yokohama.lg.jp

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/shingikai/kosodate/dai3kikeikaku.html>

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER

# こども、みんなが主役! よこはまわくわくプラン

だい き よこはま し こ こ そだ し えん じ ぎよ うけ い かく よこはま し け い かく  
第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市こども計画

## やさしい概要版

け い か く き か ん れ い わ ね ん ど れ い わ ね ん ど  
計画期間:令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



よこはまわくわくプランは、こども・若者が主役となり、  
こども・若者一人ひとりの幸せと育ちを応援するまちを  
めざすために、横浜市が作る計画です。

横浜市

# ( よこはまわくわくプランは こども、みんなが主役です )

## ポイント!

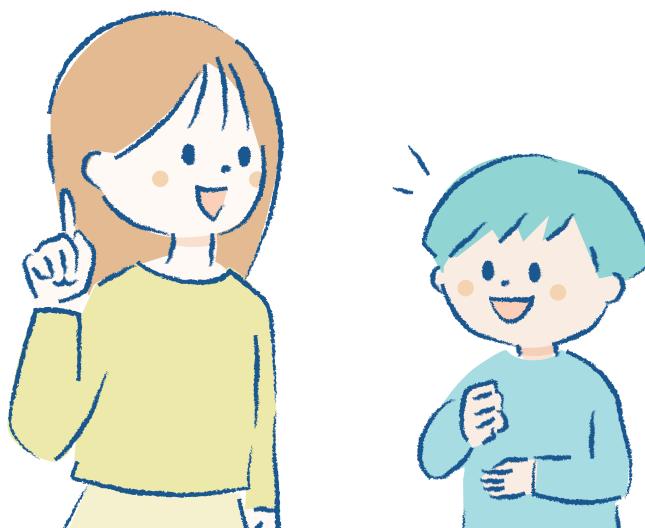
- こども・若者のみなさんには、一人ひとりがとても大切な存在です。  
そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、  
社会全体で支えていくことがとても重要です。

- 2023年から始まった「こども基本法」や、「こども大綱」は、  
すべてのこどもや若者が、健やかに成長し、  
幸せな生活を送ることができる社会を目指しています。  
これを「こどもまんなか社会」と呼んでいます。

- 2025年4月には、新たに「横浜市こども・子育て基本条例」ができました。  
この条例では、「こどもまんなか社会」を実現するために、  
横浜市こどもや子育てについて、市全体で大切にすることや取り組むこと、  
こども・若者の声を聴き、取組に生かしていくことなどを定めています。

- 横浜市は、「こども基本法」や「横浜市こども・子育て基本条例」をふまえて  
「よこはまわくわくプラン」をつくりました。  
この計画にそって、横浜市こども・子育て支援を進めていきます。

- 「よこはまわくわくプラン」は、「こども、みんなが主役」の計画です。  
年齢が小さなこどもたちだけではなく、心と身体が育つ途にある若者も含めて、  
こどもも大人もみんなが「わくわく」できるような横浜にしたいという思いを  
こめています。



# みんなの意見を生かして、 よこはまわくわくプランを作りました

- 市民のみなさんの意見を、よこはまわくわくプランに生かすために、  
2024年10月から11月にインターネットなどで意見を募集しました。
- 全体で1,071通、そのうち10代までの方から268通の意見が届きました。  
いただいた意見の一部と、これからの対応について紹介します。

若い世代もこの横浜市をより良く暮らしやすいまちにしていきたいです。  
そのために、若い世代の声も大事にして頂きたいです。

瀬谷区・10歳代

『大人ができないことをこどもができるわけないだろう。』  
などと思わず、こどもを頼って欲しいです。

中区・10歳代

こども・若者は、地域社会を構成する一員であり、また次代を担う存在であるからこそ、その声を聞くことが大切と考えていますので、計画の中にはあらためてその説明を追加しました。

よこはまし  
横浜市

のびのびと遊ぶことができる場所が少ないと感じました。

かなざわく  
金沢区・10歳代

友達と教え合いながら勉強をしたいのですが、なかなかできません。  
会話をしても大丈夫な勉強の出来る場所を増やして欲しいです。

戸塚区・10歳代

ボールが使える広い場所、みんなで楽しく遊べる場所が欲しいです。

中区・10歳代

いただいたご意見を参考に、居場所・遊び場の充実に取り組んでいきます。

よこはまし  
横浜市



# 「よこはまわくわくプラン」で取り組む内容

じゅうてん し さく ぶん や き ほん し さく とり くみ すす  
2つの重点テーマ、3つの施策分野、9つの基本施策で取組を進めます。

## じゅうてん 重点テーマⅠ

### すべての子どものウェルビーイングを支える

#### ほうこうせい 1 方向性 1

### こども・子育て家庭を 支えるための 地域のネットワーク



- 区役所には、いろいろな相談ができる「こども家庭センター」ができます。こどもたちが安心して生活できるように、こどもの身近にある組織や大人が協力して、こどもや子育て家庭を支えるネットワークを作っていきます。また、困ったときに相談できたり、必要な手助けが届くようにします。

- 身近な地域で、こどもたちが安心して過ごせるような環境を整えていきます。

＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます ／

- エスエヌエス相談など、こどもたち自身が相談でき、支援につなげられる環境づくり
- 交通安全対策や、登下校時の見守り活動など

#### ほうこうせい 2 方向性 2

### 居場所・遊び場、 体験活動の充実



- いろいろな年齢のこどもたちが、家や学校以外でも、安心して過ごせる居場所を充実させていきます。また、いろいろな遊びや、新しい体験ができる機会を増やしていきます。

## たとえば、こんな居場所・遊び場があります

# せいしょうねん ち いきかつどうきょてん **青少年の地域活動拠点**

# 7 か所

ねんれい こうりゅう さまざま たいけん  
いろいろな年齢のこどもたちが交流し、様々な体験  
かつどう こうりゅう さまざま たいけん  
活動を行っています。

## と しょかん 図書館

# 18 しょ か所

ちゅうおうじょかん たの まな  
中央図書館では、こどもたちが楽しく学べる「のげや  
こども図書館」を作っています。2025年度に“おや  
こフロア”がオープンし、その後“子どもフロア”を作っ  
ていきます。



# のげやま子ども図書館(おやこフロア)イメージパース ※イメージ図であり、今後一部変更する場合があります。

## ほうこうせい 方向性3

# わが もの おも こえ さ い とり くみ こども・若者の思いや声を聴き、 生かしていく取組

● こども・若者のみなさんには、一人ひとりが、地域やまちの大切な一員です。みんなの声を  
聞いて、地域やまちをより良くしていくことが横浜市役所の大事な役目です。みんなの  
おもったことや、疑問など、ぜひ言葉にして伝えてみてください。様々な機会に声を届けて  
もらえるよう、横浜市全体で取り組んでいきます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます

- せいしょうねん ちいき かつどう きよてん  
■青少年の地域活動拠点でのヒアリングやワークショップ
  - がくどう  
■キッズクラブ・学童でのアンケート
  - はっぴょう はな あ  
■イベントなどでの発表や話し合いなど



こ そだ か てい じつ かん う だ  
子育て家庭が実感できる「ゆとり」を生み出す

こ そだ ほ ご しや じ かん き もち う せいかつ  
子育てをしている保護者が時間や気持ちにゆとりを持って生活できるよう  
お や こ え がお し あわ お う えん  
サポートして、親子の笑顔と幸せを応援します。

ほうこうせい 1  
方向性 1じ かん てき ふ たん かん けい げん  
時間的負担感の軽減

- 仕事と家の用事のバランスをとるためのサポートを工夫したり、  
子育てに必要な手続などを簡単にすることで、親子の時間の充実につなげます。

ほうこうせい 2  
方向性 2せい しん てき ふ たん かん けい げん  
精神的負担感の軽減

- 困ったときにいつでも相談できるようにしたり、  
必要な情報を簡単に知ることができるようにして、安心感を持てるようにします。

ほうこうせい 3  
方向性 3けい ざい てき ふ たん かん けい げん  
経済的負担感の軽減

- 安心して子育てできる環境をつくるため、  
お金の負担が少なくなるようにします。

こ そだ か てい  
子育て家庭の「ゆとり」ってどんなこと？

こ そだ ちゅう か てい りょうしん し ごと も か てい ふ  
子育て中の家庭で、両親ともに仕事を持っている家庭が増えています。

ねんまえ よこはまし りょうしん し ごと も はたら わりあい やく わり  
10年前の横浜市では、両親ともに仕事を持つて働いている割合は約4割でしたが、  
いま やく わり  
今では約7割になりました。

し ごと おとな いえ おお まいにち いそが かん  
仕事と、大人が家でやらなくてはいけないことが多くて、毎日が忙しすぎると感じ  
ひと  
いる人がたくさんいます。

き も よ ゆう はな あそ じ かん も  
気持ちに余裕をもって、こどもと話したり、遊んだりする時間が持てるようにするこ  
とを「ゆとり」と言っています。



## おも じ ぎょう とり くみ 主な事業・取組

こそだ  
おうえん  
**子育て応援アプリ「パマトコ」**  
かる  
ほいくえん  
**にもつ軽がる保育園**  
ちゅううがっこうきゅうしょくじぎょう  
**中学校給食事業**

ほうかご  
**放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ**  
ちょうききゅうぎょうきかんちゅうちゅうしょくていきょう  
**における長期休業期間中の昼食提供**  
こそだ  
ふきゅうそくしんじぎょう  
**子育てタクシー普及促進事業**

いち  
じあず  
じぎょう  
**一時預かり事業**

しょうぎょう  
しゅうきやくしせつとう  
**商業・集客施設等での一時預かり促進事業**

いち  
じあず  
たいけん  
こどもが楽しめる体験プログラム付き  
いち  
じあず  
じぎょう  
**一時預かり事業**

にんさんぶ  
けんこうそうだんじぎょう  
**妊産婦・子どもの健康相談事業**

にんしん  
しゅつさん  
そうだん  
し  
えん  
じぎょう  
**妊娠・出産相談支援事業**

ち  
いき  
こ  
そだ  
し  
えん  
きよてん  
り  
よう  
しゃ  
し  
えん  
じ  
ぎょう  
**地域子育て支援拠点における  
利用者支援事業**

か  
てい  
きのう  
せつち  
**こども家庭センター機能の設置**

しゅつさん  
ひ  
よう  
じょ  
せい  
じ  
ぎょう  
**出産費用助成事業**

しょうに  
いりよう  
ひ  
じょ  
せい  
じ  
ぎょう  
**小児医療費助成事業**

じ  
どう  
て  
あて  
**児童手当**

じ  
どう  
ふ  
よう  
て  
あて  
**児童扶養手当**



ふ  
しら  
**「ゆとり」が増えたかどうか、どうやって調べるの？**

よこはまし  
こそだ  
やくだ  
じょうほう  
あつ  
てつづき  
おこな  
**横浜市では、子育てに役立つ情報を集め、いろいろな手続をオンラインで行うこと**  
こそだ  
おうえん  
ができる子育て応援アプリ「パマトコ」をつくりました。このパマトコを使って、子育  
かてい  
て家庭のアンケートを取ることで「ゆとり」を感じている割合を調べて参考にしたい  
かんが  
と考えています。

# 施策分野 1 すべてのこども・子育て家庭への切れ目のない支援

## きほんしさく 基本施策

あか う そだ ち しき ひろ そうだん おう あんぜん あんしん  
赤ちゃんを生み育てるための知識を広め、相談に応じます。安全に安心して  
にんしん しゅつさん う まえ あか げんき そだ  
妊娠・出産するためのサポートや、生まれる前から赤ちゃんが元気に育つための  
サポートに取り組みます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- # あか ほうもんじぎょう こうにちは赤ちゃん訪問事業

## ししゅんき ほけん しどうじぎょう 思春期保健指導事業



## お祝いプレゼント (こんなにちは赤ちゃん訪問)

## きほんしさく 基本施策

おやこ あつ ぱしょ ふ ちい たの あそ たいけん  
親子が集まれる場所を増やし、小さなこどもが楽しく遊びいろいろな体験ができる  
ほ ご しゃ き がる そうだん ば しょ つく ち いき  
ないようにします。保護者が気軽に相談できる場所を作り、地域ぐるみで  
こそだ あたた み まも  
こども・子育てを温かく見守ります。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- # 地域子育て支援拠点事業 地区センターにおける親子が集う身近な場の創出



## 中高生と赤ちゃんとのふれあい 体験授業の様子～地域子育て 支援拠点と学校との連携～

## きほんしさく 基本施策

ほいくしょ ようちえん よ ぱしょ と く たす ひつよう  
保育所や幼稚園がより良い場所となるように取り組みます。また、助けが必要な  
こどもへのサポートや、小学校に入学した後の生活につなげるためのサポートに  
取り組みます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- # ほいくきょういくせんげんにゅうようじこころたいせつ 「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」

## かつようとりくみすいしん を活用した取組の推進

### いちじあずじぎょう 一時預かり事業

#### よううちえんほいくじょにんていえんしょうがっこうえんかつせつぞく 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続



## 幼保小の連携 交流の様子

## 4

しょうがっこう にゅうがく おとな  
小学校に入学してから大人になるまでのいろいろな居場所・遊び場づくりや、  
ち いき み まも すす わかもの い けん たいせつ  
地域での見守りを進めます。こどもや若者の意見を大切にし、人権を守る取組  
すす わかもの い ばしょ あそ ば  
を進めます。

## ＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- ほうか ごじ どういくせいじぎょう  
■ 放課後児童育成事業
- ちゅうがっこうきゅうしょくじぎょう  
■ 中学校給食事業

- わかもの い ばしょ  
■ こども・若者の居場所づくり
- こ ぶん かたいけんすいしんじぎょう  
■ 子どもの文化体験推進事業



放課後の体験プログラムの様子

## 5

しょうがい いりょうてき ひつよう そうだん  
障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの相談やサポートを充実し  
しょうがい ひと ひと とも く しゃかい め ざ しゃかいぜんたい  
ていきます。障害のある人とない人が共に暮らす社会を目指して、社会全体の  
しょうがい り かい ひろ  
障害への理解を広げます。

## ＼ たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- ち いきりょういく うんえいじぎょう  
■ 地域療育センター運営事業
- いりょうてき じ しゃとう し えん そくしん じ ぎょう すいしん  
■ 医療的ケア児・者等支援促進事業の推進



地域療育センター ひろば事業の様子



## 施策分野 2 多様な境遇にあるこども・子育て家庭への支援

### 基本施策

6

こども・若者の悩みやSOSに早く気付き、支える環境を作るとともに、学校や地域の人などと協力して、困りごとや悩みに寄り添ってサポートします。また、こども・若者が気軽に相談できる場所やSNSの窓口を充実します。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)
- ヤングケアラー支援事業



QRコード SNS相談  
(よこはま子ども・  
若者相談室)  
周知カード

### 基本施策

7

ひとり親家庭の生活をサポートし、将来の目標につながるよう子どもの学習支援を進めます。家庭で暴力を受けた人や、困りごとや悩みを抱える女性、その子どもが安心して暮らせるように支えます。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- ひとり親サポートよこはま
- 若年女性支援モデル事業



相談風景  
(ひとり親サポートよこはま)

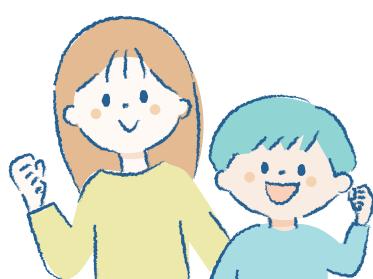
### 基本施策

8

子どもが暴力や暴言などで辛い思いをしないように守るため、児童相談所などのサポートを強化します。いろいろな事情があって家庭で暮らすことのできない子どもが安定した生活を送れるよう支える取組を進め、子どもが自分の意見を言える機会を作ります。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- 区役所や児童相談所などの相談・支援
- 里親等委託の推進



子ども虐待防止  
ハンドブックの表紙



# し さく ぶん や 3 しゃ かい ぜん たい こ そだ し えん **施策分野 3 社会全体でのこども・子育て支援**

## 9 基本施策

はたら かた すす きぎょう  
はた むり こそだ はたら かた すす きぎょう  
働きながら無理なく子育てできるように、いろいろな働き方を進める企業を  
おうえん しゃ かいぜんたい こそだ ささ しゃかい む  
応援するなど、社会全体で子育てを支えます。こどもまんなか社会に向けて、  
こ そだ ちゅう ひと おうえん あんぜん あんしん ち いき つく  
こどもや子育て中の人に応援し、安全で安心な地域を作ります。また、こども  
い けん し とりくみ い  
の意見を市の取組に生かします。

たとえば、こんなことに取り組んでいきます /

- だれ はたら しょくばかんきょう すいしん  
**誰もが働きやすい職場環境づくりの推進**
  - こうつうあんぜんたいさく すいしん  
**こどもの交通安全対策の推進**
  - けっこん きぼう ひと こ けっこん きぼう ほ ご しゃ む けいはつ  
**結婚を希望する人や子の結婚を希望する保護者向けの啓発・  
情報提供や若い世代向けのライフデザイン支援**



## よこはまグッドバランス認定 企業向けセミナーの様子



# よこ はま し わか もの と じょう きょう 横浜市のことわざ・若者を取りまく状況

- 横浜市の18歳未満の人口は、10年間で約1割減って、2024年時点で約51万人です。  
よこはまし さいみまん じんこう ねんかん やく わりへ ねんじてん やく まんにん
  - 横浜市の出生数は減り続け、2022年時点で約2万3千人になっています。  
ねんれい ちい ねんじてん やく まん ぜんにん りよう ふ エスエヌエス
  - 年齢が小さいうちからのインターネットやゲームの利用が増え、SNSなどのトラブル、長い時間使うことによる生活習慣の乱れ、犯罪被害などが心配されています。  
なが じかんつか せいかつしゅうかん みだ はんざいひがい しんぱい りよう ちゅうい ひつよう
  - 利用には注意が必要です。  
なつ あつ なが きび そとあそ きかい へ
  - 夏の暑さが長く厳しく、外遊びできる機会が減っています。  
にほんご ひつよう にんずう やく にん
  - 日本語のサポートが必要な子どもの人数は約4,200人※です。  
こと ぶんか せいかつしゅうかん も ひと りかい たいせつ  
異なる文化や生活習慣を持つ人への理解が大切です。  
しようがいしゃでちょうど ひと ふ
  - 障害者手帳を持っている人は増えています。  
ほうか ごとう つか ひと やく まんにん
  - 放課後等デイサービスを使っている人は約1万人います。  
ふとうこう にんずう やく にん
  - 不登校の子どもの人数は約9,800人※です。  
じょうたい さい にんずう やく まん ぜんにん すいてい
  - ひきこもり状態にある15~39歳の人数は約1万3千人と推定されています。  
じどうぎやくたい そうだん たいおう けんすう ふ ねんかん やく まん せんけん
  - 児童虐待の相談に対応した件数は増えており、1年間で約1万4千件です。

# ※市立小・中・義務教育学校の人数

# 「よこはまわくわくプラン」が目指す横浜の姿

すべての子どものウェルビーイングを社会全体で支え、  
未来を創ることも一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、  
豊かで幸せな生き方を切り拓く力、  
共に温かい社会をつくり出していく力を  
育むことができるまち「よこはま」

## ウェルビーイングって？

ウェルビーイングは、  
今も将来も幸せに生きられること、  
毎日楽しく元気に過ごせることだよ。  
未来に夢を持つことや、たとえば、学校で  
友だちと遊んだり、家で家族と一緒にご飯を  
食べたりしてほっとすることも、  
ウェルビーイングの一部だよ。

## 温かい社会って？

みんながお互いを思いやり、  
やさしい気持ちで見守ったり、  
助け合ったりできる社会のことだよ。  
学校で友だちが困っていたら  
声をかけることも  
温かい社会を作る一部だよ。

## 「よこはまわくわくプラン」の進め方

- 横浜市こども・子育て支援は、たくさんの地域の大い人やボランティア、会社や事業所の人たちなどによって支えられています。関係する人たちと協力して、よこはまわくわくプランを進めていきます。
- 横浜市こども・子育て会議で、毎年どのように進んでいるかを確認します。
- また、横浜市の取組をわかりやすく発信していくとともに、こども・若者の思いや声を聴き、生かしていく取組も進めていきます。



## 就労選択支援について

障害者総合支援法の改正に伴い、新たな障害福祉サービスとして、「就労選択支援」が創設されます。令和7年10月からサービス提供開始となる「就労選択支援」について、制度概要等を報告します。

### 1 就労選択支援の趣旨

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する選択を支援します。

### 2 対象者

就労移行支援又は就労継続支援の利用を希望する方及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している方を対象とします。令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型の利用を申請する前に、原則として就労選択支援の利用が必要です。

具体的には次項の表のとおりです。

サービス類型	新たに利用を希望する方	すでに利用しており、支給 けつていこうしんきぼうかた 決定の更新を希望する方
<b>就労継続支援B型</b>		
全ての対象者 (以下①・②の方は除く)	令和7年10月から 原則利用	
①50歳に達している方または障害基礎年金1級 受給者 ②就労経験がある方 (就労経験があつて年齢 や体力の面で一般企業に 雇用されることが困難になつた方)		希望に応じて利用 希望に応じて利用
<b>就労継続支援A型</b>		
全ての対象者	令和9年4月から 原則利用	希望に応じて利用

サービス類型	新たに利用を希望する方	すでに既に利用しており、支給決定の更新を希望する方
就労移行支援		
全ての対象者	希望に応じて利用	令和9年4月から 原則利用 ※標準利用期間 (2年)を超えて更新を 希望する方

### 3 内容等

#### (1) 支援内容

##### ① アセスメント

短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに

就労に関する意向等の整理

##### ② 多機関連携によるケース会議

アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関を招集し、利用者の

就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施

##### ③ アセスメント結果(アセスメントシート)の作成

ケース会議等での意見等もふまえ、アセスメント結果を作成

#### ④ 事業者等との連絡調整

アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施

##### (2) 支給決定

他の障害福祉サービス同様、就労選択支援を利用する場合には、区役所でのサービス支給決定が必要です。就労選択支援の支給期間は原則1か月です。

#### 4 今後のスケジュール（予定）

令和7年5～7月 区役所や関係機関（特別支援学校等）との調整

6月末 事前相談受付〆切（10月開設希望事業所）

8月末 指定申請書提出期限（10月開設希望事業所）

※就労選択支援の利用を希望する方からの「障害福祉サービス等支給申請書」の各区

役所への提出時期等については現在調整中です。

担当 健康福祉局障害施設サービス課 電話 045-671-3607 FAX 045-671-3566

れいわ ねんどかんしん とうせっちすいしんじぎょうおよ  
令和7年度感震ブレーカー等設置推進事業及び  
か ぐ てんとうぼう ししたいさくじょせいじぎょう あんない  
家具転倒防止対策助成事業のご案内について

1 趣旨

さいがい じ じじょ きょうじょ とりくみ れいわ ねんどかんしん とうせっちすいしん  
災害時における自助・共助の取組として、令和7年度感震ブレーカー等設置推進  
じぎょうおよ か ぐ てんとうぼう ししたいさくじょせいじぎょう じょうほうていきょう  
事業及び家具転倒防止対策助成事業について情報提供します。

2 補助・助成制度等の説明

(1) 感震ブレーカー等設置推進事業

い か ようけん み せたい たいしょう かんしん かんいがた とりつけだいこう しえん  
以下の要件を満たす世帯を対象に、感震ブレーカー（簡易型）の「取付代行」支援  
じっし れいわ ねんど せいいどがいよう きぐだいほじょがく  
を実施しています。令和7年度からは、「イ 制度概要」にある【器具代補助額】  
じゅうてんたいさくちいき かぎ きぐだい ぜんがくじょせい  
重点対策地域に限って、「器具代」を全額助成します。

ア 取付支援対象者

どうきょしゃぜんいん かき 同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、

②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

## イ 制度概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙感震ブレーカーのチラシをご確認ください。

## （2）家具転倒防止対策助成事業

以下の要件を満たす世帯を対象に、「家具転倒防止器具の取付代行」助成を実施しています。令和7年度からは、「取付代行」に加え、新たに「器具代」の全額または半額を助成します。

### ア 対象者

同居者全員が、下記①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている
- ③ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥ 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、

②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

## イ 制度概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域半額補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙家具転防止対策のチラシをご確認ください。



別紙

# 地震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



## 横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります!  
重点対策地域は **全額補助**! それ以外の地域は **一部補助** します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

自宅に「地震ブレーカー」  
がついているか確認  
3ページでご確認!

Step 2

地震ブレーカー  
を選ぶ

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。  
申請はお早めに!

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線①

9408790

必ず折り線に沿って下さい。  
折り込みをして下さい。

料金受取人払郵便  
長岡局 認  
5051

2026年4月  
30日まで  
(切手不要)

新潟県長岡市稻保4-1-720-6  
横浜市地震ブレーカー等設置推進事業  
受託事業者  
船山株式会社

行

↑ 折り線④

↓ 折り線③

↑ 折り線②

# なぜ感震ブレーカーが必要?

## 通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



! 地震発生 停電・避難

! 電気の復旧 出火

! 火災発生

Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。\*

焼失棟数 **77,700** 棟

\*横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型 関東地震、冬場の18時に発生と想定。

Point

地震火災の6割以上は「電気」が原因\*です。



\*出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

\*一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の制度を  
Check!



## 横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

### 一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

対象商品 感震ブレーカー (3~4ページの器具)

申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 3~4ページにてご確認ください。

\*横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

### 取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

#### 申請要件

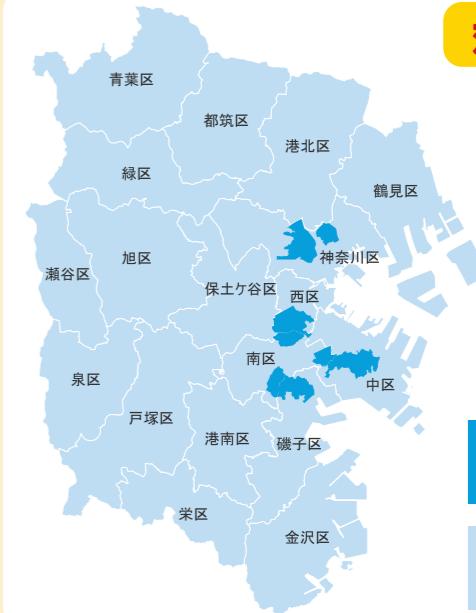
同居者全員が、下記のア~カのいずれかであること

- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

\*「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については、イ~オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件 (先着順)

対象地域



青色  
重点対策地域

水色  
横浜市全域が対象地域

重点対策地域とは?

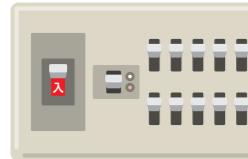
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

## 重点対策地域一覧

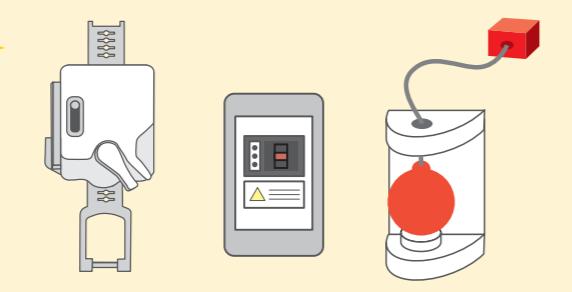
● 神奈川区	● 西区	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保
栗田谷	老松町	西竹之丸
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町
白幡上町	久保町	初音町1丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目
白幡東町	中央2丁目	西中町4丁目
白幡南町	西戸部町1丁目	八幡町
白幡向町	西戸部町2丁目	伏見町
中丸	西戸部町3丁目	平楽
西大口	西前町2丁目	南太田1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	三春台
二本榎	浜松町	若宮町1丁目
白楽	東久保町	若宮町2丁目
平川町	藤棚町1丁目	若宮町3丁目
広台太田町	藤棚町2丁目	若宮町4丁目
松本町1丁目	元久保町	● 磐子区
松本町2丁目	赤門町1丁目	磐子8丁目
松本町3丁目	上野町1丁目	岡村1丁目
松本町4丁目	上野町2丁目	岡村2丁目
三ツ沢上町	上野町3丁目	岡村3丁目
三ツ沢下町	大芝台	岡村4丁目
三ツ沢中町	大平町	矢口台
六角橋2丁目	柏葉	山手町
六角橋3丁目	北方町1丁目	大和町1丁目
六角橋4丁目	北方町2丁目	大和町2丁目
六角橋5丁目	北方町1丁目	山元町1丁目
六角橋6丁目	鷺山	山元町2丁目
	竹之丸	山元町3丁目
	立野	山元町4丁目
		中浜町
		久木町
		広地町
		丸山2丁目

# Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認してみましょう

分電盤の近くに  
このような器具は  
ついていますか?

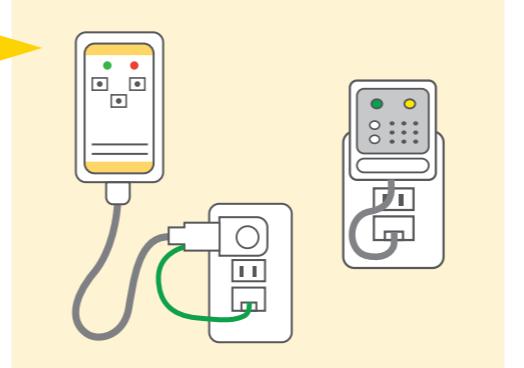


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震  
ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに  
このような器具は  
ついていますか?

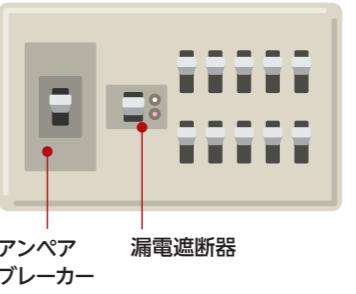


Check  
Point!

## 器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

### 分電盤



アンペア  
ブレーカー

漏電遮断器

- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか?

- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか?

- 漏電遮断器が付いているかどうか?

- コンセントにアース端子があるかどうか?

# Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください!

コールセンター：0120-993-918  
メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 	 製品の詳細は こちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145×横 66×奥行き 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58×横 34×奥行き 28	縦 111×横 30×奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL : 03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL : 03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL : 0598-20-8858
重点対策地域	無償	無償	無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円(送料・税込)	申請者負担額 2,700円(送料・税込)	申請者負担額 1,700円(送料・税込)	申請者負担額 3,900円(送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感じた直後		揺れを感じた直後	揺れを感じてから3分後
注意点	・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない（ふたを開けたままであれば取付けできる）。	・本体を地面と垂直に設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応（コード部分の隙間が必要である） ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可	・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応（ひも部分の隙間は空けておく必要がある）	・漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・壁付けするためのスペースが必要 ・壁へのネジ止めが必要 ・アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・100V のコンセントに差込み ・適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



# Step 3 申し込み



## 郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

● 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函

● FAX：0258-25-2782 へ送信

● E-mail：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

## 申込方法

## 電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

## 申込後の流れ ●混雑状況により申込から配達・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

### 申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



### 配達の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配達をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※配達後に器具の返品や返金はできません。



### 取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時の対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



### 取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

## 利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次とおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は✓ ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)			
<input type="checkbox"/> 器具配達 <input type="checkbox"/> 器具+器具取付 (要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)			
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償です。			
<input type="checkbox"/> ヤモリ ..... 1,800円		<input type="checkbox"/> Ki感震センサーワークタイプ ..... 3,900円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット ..... 2,700円		<input type="checkbox"/> Ki感震センサー3端子線タイプ ..... 3,900円	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ボール ..... 1,700円			
取付希望日 (取付支援を 選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望 時間帯	<input type="checkbox"/> 午前 · <input type="checkbox"/> 午後 9時～12時 12時～18時

### 3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配達後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

## 注意事項

- 配達後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配達された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

## お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稻保4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

別紙

# 家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを  
支援します!

2 今年度からは  
器具代を補助します!



## 横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの高齢者・障害者等のみで構成される世帯のみなさんは補助があります!  
器具代を重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を  
満たしているか確認  
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい  
家具を検討しよう

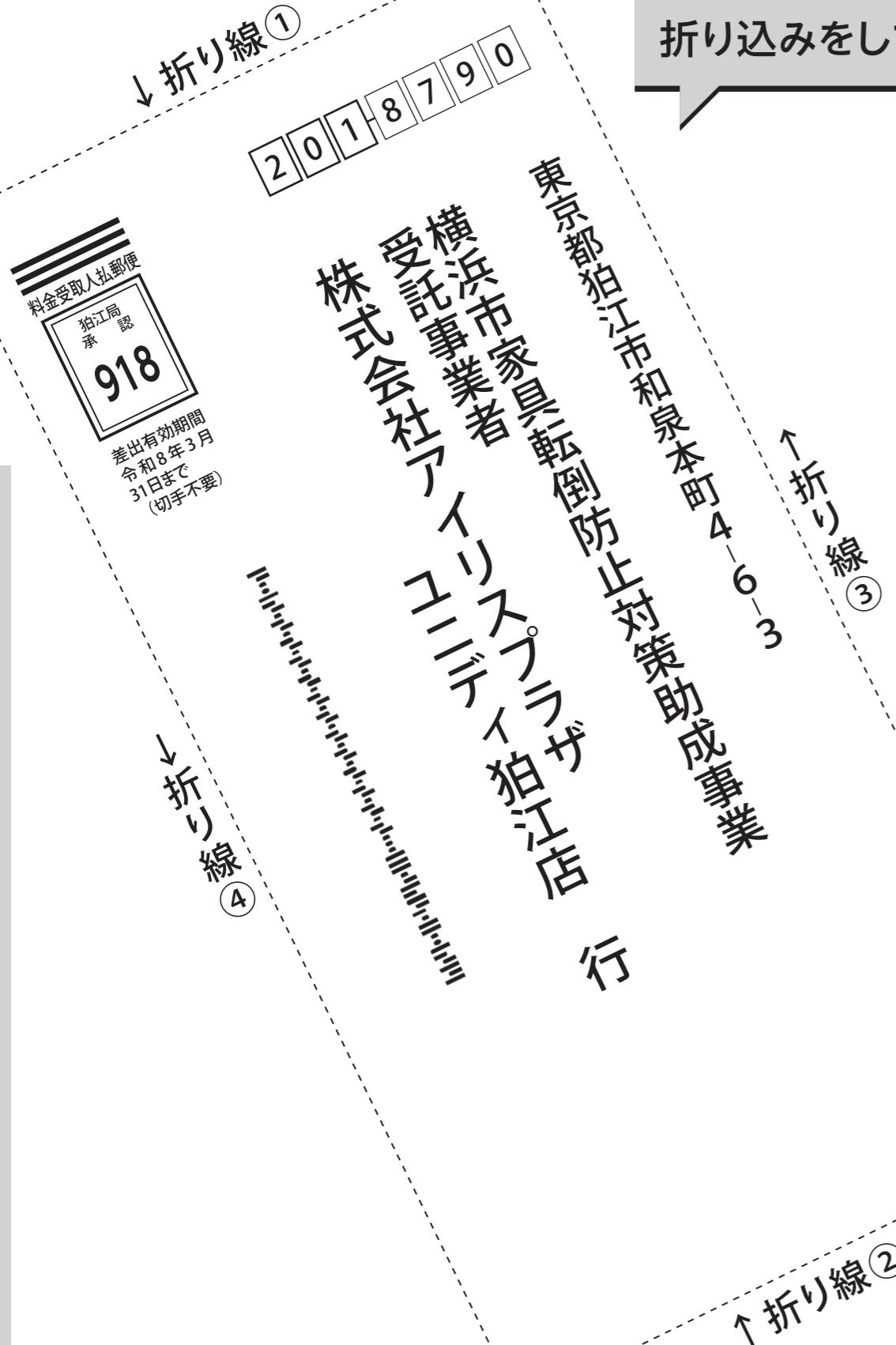
Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日 (必着) ※予算に達し次第、早期に終了となります。  
申請はお早めに

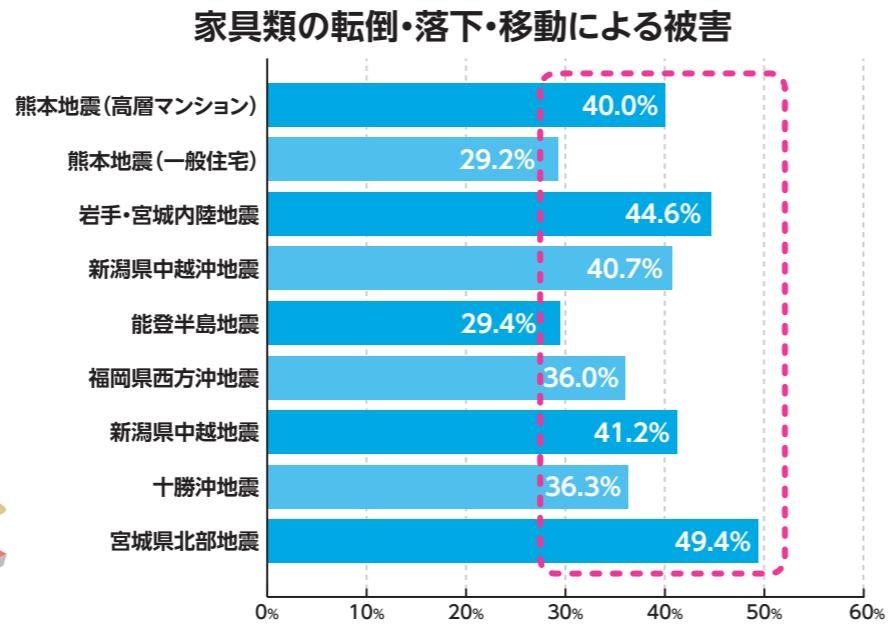
最後にセロテープで「」をしっかりと止めしてください。



# なぜ家具転倒防止器具が必要?

## Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30~50%は家具転倒によるものです。

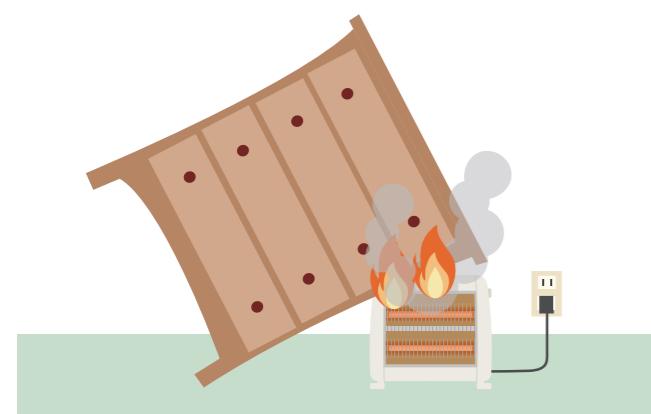


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典:東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

## Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



## Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒・移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう!

(提供:防災科学技術研究所 E-ディフェンス)

## 横浜市の制度 家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 家具転倒防止器具の取付け代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します!

申請要件を満たされた方のうち**重点対策地域**の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を**全額補助**します

**対象商品** 家具転倒防止器具 (4ページの器具)

**対象** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

**申請者負担額** 横浜市が器具代金を全額補助します

※予算に達し次第終了

1世帯  
家具  
2つまで

申請要件を満たされた方のうち**重点対策地域以外**の世帯の方は器具代金を**一部補助**します

**対象商品** 家具転倒防止器具 (4ページの器具)

**対象** 横浜市内にお住まいの世帯の方

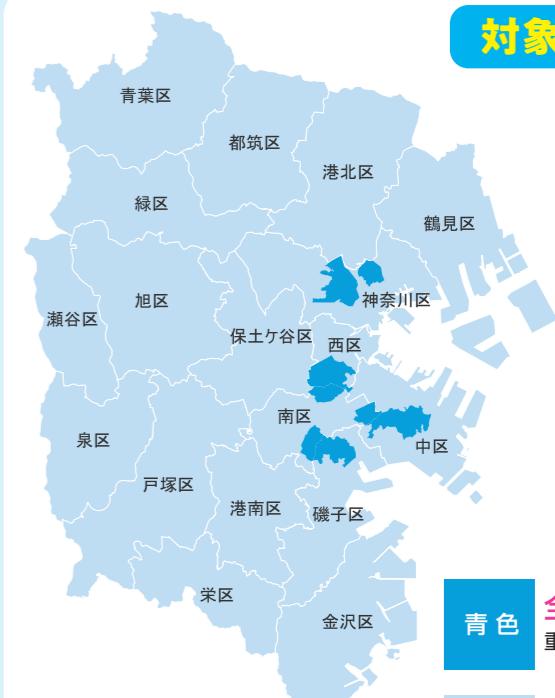
**申請者負担額** 横浜市が器具代金を一部補助します

※予算に達し次第終了

4ページにてご確認ください

1世帯  
家具  
2つまで

対象地域



青色 全額補助  
重点対策地域

水色 一部補助  
横浜市全域が対象地域

### 重点対策地域とは?

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っていきます。

### 重点対策地域一覧

#### ● 神奈川区

旭ヶ丘  
浦島丘  
神大寺1丁目  
神大寺4丁目  
栗谷  
斎藤分町  
白幡上町  
白幡仲町  
白幡西町  
白幡東町  
白幡南町  
白幡向町  
中丸  
西大口  
西神奈川3丁目  
二本榎  
白楽  
平川町  
広台太田町  
松本町1丁目  
松本町2丁目<sup>1</sup>  
松本町3丁目

#### 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目

西前町2丁目  
西前町3丁目  
浜松町  
東久保町  
藤棚町1丁目  
藤棚町2丁目<sup>1</sup>  
元久保町

#### ● 中区

赤門町1丁目  
上野町1丁目  
上野町2丁目<sup>1</sup>  
上野町3丁目  
大芝台  
大平町  
柏葉  
北方町1丁目<sup>1</sup>  
北方町2丁目<sup>1</sup>  
鶯山  
竹之丸  
立野  
西戸部町1丁目<sup>1</sup>  
西戸部町2丁目<sup>1</sup>  
西戸部町3丁目

#### 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目<sup>1</sup> 元久保町

西竹之丸  
西之谷町  
初音町1丁目<sup>1</sup>  
初音町2丁目<sup>1</sup>  
初音町3丁目<sup>1</sup>  
英町

#### ● 南区

赤門町1丁目<sup>1</sup>  
上野町1丁目<sup>1</sup>  
上野町2丁目<sup>1</sup>  
上野町3丁目<sup>1</sup>  
大芝台  
大平町1丁目<sup>1</sup>  
本牧荒井  
本牧町1丁目<sup>1</sup>  
本牧町2丁目<sup>1</sup>  
本牧満坂  
本牧緑ヶ丘  
篆沢  
麦田町2丁目<sup>1</sup>  
麦田町3丁目<sup>1</sup>  
麦田町4丁目<sup>1</sup>  
矢口台  
山手町  
大和町1丁目

#### 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目<sup>1</sup> 初音町2丁目<sup>1</sup> 初音町3丁目<sup>1</sup> 英町

赤門町1丁目<sup>1</sup>  
上野町1丁目<sup>1</sup>  
上野町2丁目<sup>1</sup>  
上野町3丁目<sup>1</sup>  
大芝台  
大平町  
柏葉  
北方町1丁目<sup>1</sup>  
北方町2丁目<sup>1</sup>  
鶯山  
竹之丸  
立野  
西戸部町1丁目<sup>1</sup>  
西戸部町2丁目<sup>1</sup>  
西戸部町3丁目

#### 大和町2丁目<sup>1</sup> 山元町1丁目<sup>1</sup> 山元町2丁目<sup>1</sup> 山元町3丁目<sup>1</sup> 山元町4丁目<sup>1</sup>

若宮町2丁目<sup>1</sup>  
若宮町3丁目<sup>1</sup>  
若宮町4丁目<sup>1</sup>  
磯子8丁目<sup>1</sup>  
磯子区

#### 若宮町2丁目<sup>1</sup> 若宮町3丁目<sup>1</sup> 若宮町4丁目<sup>1</sup> 磯子8丁目<sup>1</sup>

磯子区

#### ● 南区

岡村1丁目<sup>1</sup>  
岡村2丁目<sup>1</sup>  
岡村3丁目<sup>1</sup>  
岡村4丁目<sup>1</sup>  
岡村5丁目<sup>1</sup>  
岡村6丁目<sup>1</sup>  
庚台  
唐沢  
山谷  
清水ヶ丘  
中村町1丁目<sup>1</sup>  
中村町2丁目<sup>1</sup>  
中村町3丁目<sup>1</sup>  
西中町4丁目<sup>1</sup>  
八幡町  
伏見町  
平楽  
南太田1丁目<sup>1</sup>  
三春台  
若宮町1丁目

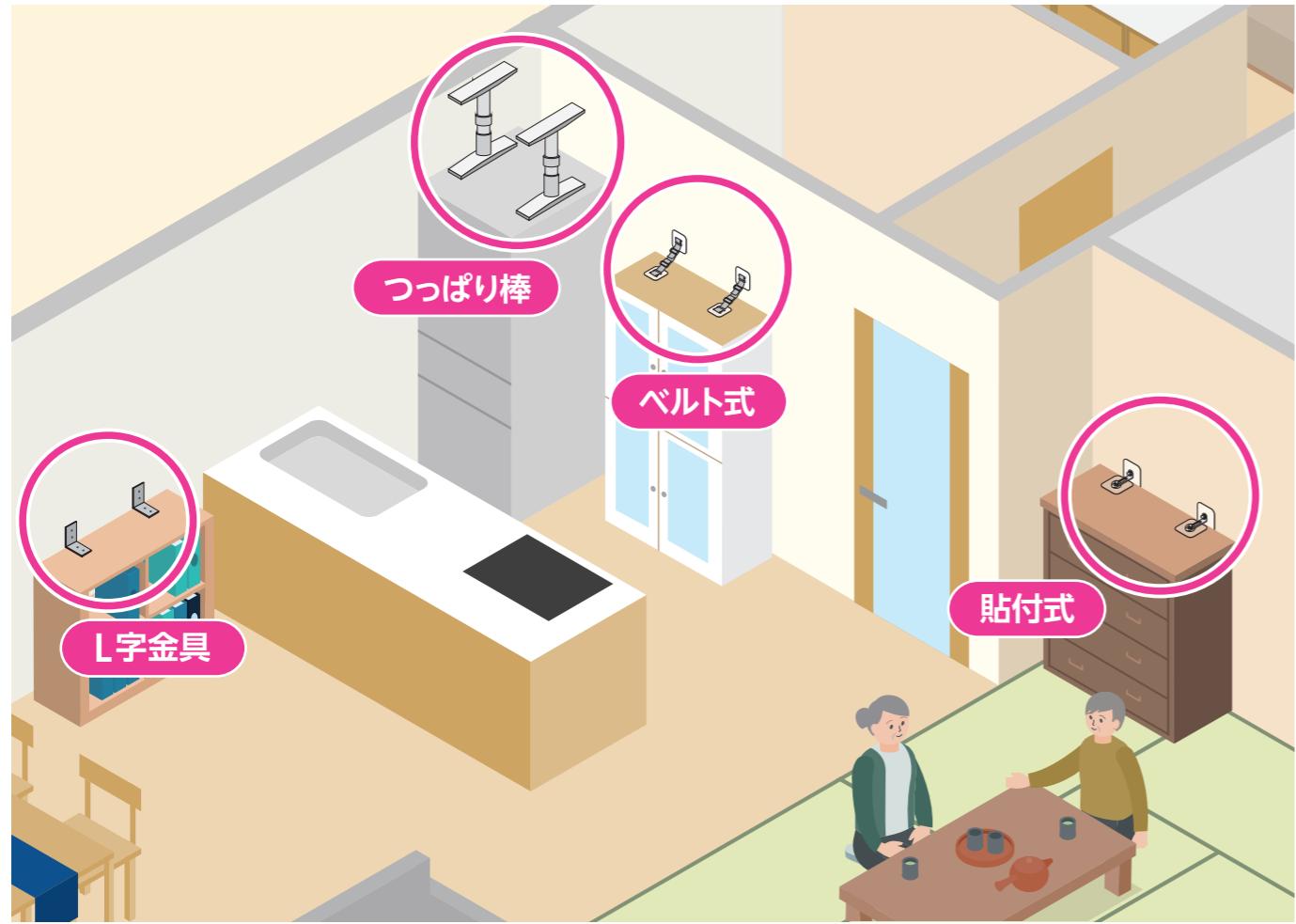
## Step 1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、右記のア～カのいずれかであること

- ア 65歳以上
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ 中学生以下  
「中学校を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

## Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>

**注意点** 取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		<b>無償</b> 重点対策地域の方 <b>無償</b> 重点対策地域以外の方 <b>小: 850円(税込)／個(セット)</b> <b>中: 935円(税込)／個(セット)</b> <b>大: 1,045円(税込)／個(セット)</b>	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
L型金具		<b>無償</b> 重点対策地域の方 <b>無償</b> 重点対策地域以外の方 <b>770円(税込)／個(セット)</b>	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
ベルト式		<b>無償</b> 重点対策地域の方 <b>無償</b> 重点対策地域以外の方 <b>880円(税込)／個(セット)</b>	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
貼付式		<b>無償</b> 重点対策地域の方 <b>無償</b> 重点対策地域以外の方 <b>1,320円(税込)／個(セット)</b>	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴を開ける必要がありません。

# Step 3 申し込み

## 申込方法

 **郵送・FAX申込の場合**

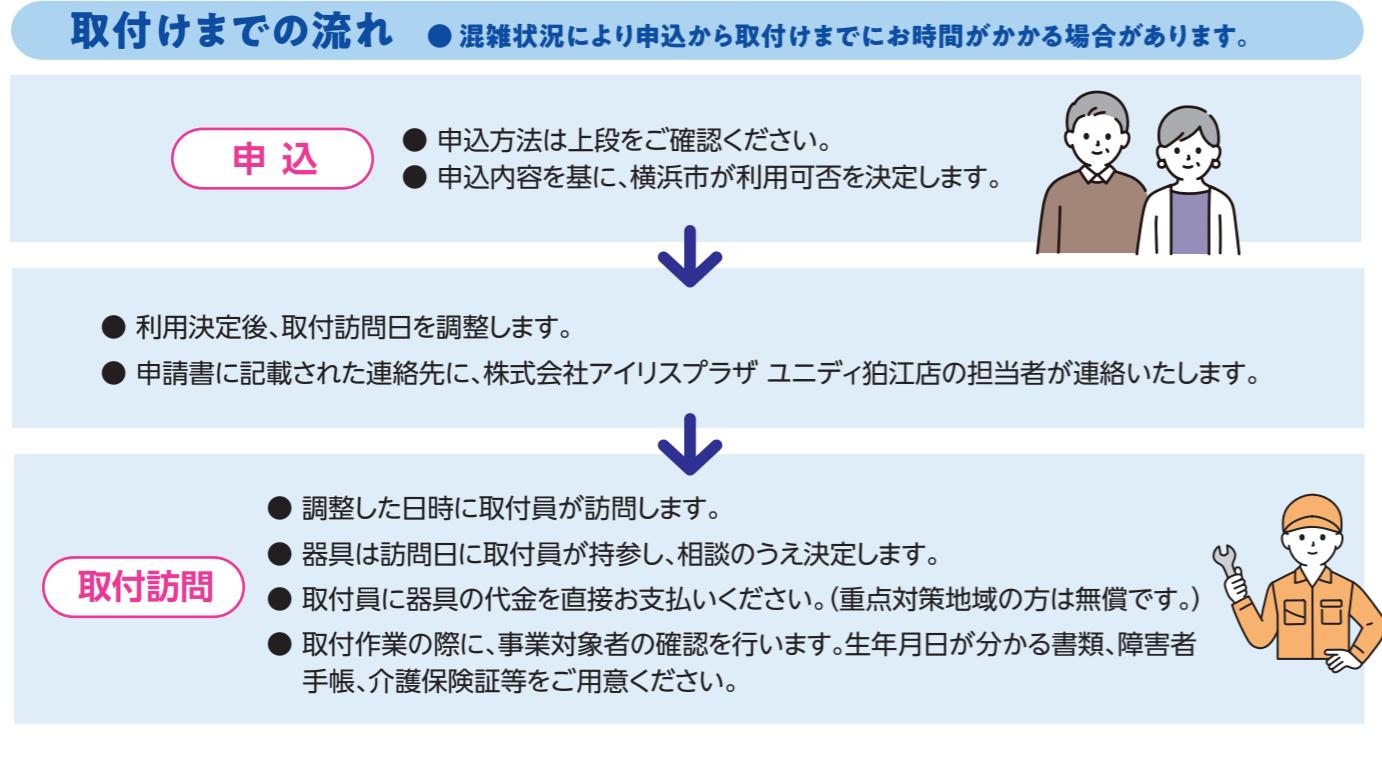
本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信

 **電子申請の場合**

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

▲電子申請二次元コード



### 注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 貸貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

### 相談・申込先

● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3  
TEL: 03-5438-5511 FAX: 03-5438-5515 受付時間: 平日 10時~17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式（第4条）

(整理番号) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	<p>_____人 (下記項目のうち、該当するもの全てに□をつけてください)</p> <p>同居者全員がいずれかに該当しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 65歳以上</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 中学生以下</p>
住所	<p>重点対策地域にお住まいの方は✓ ⇒ <input type="checkbox"/></p> <p>〒 横浜市</p>
電話番号	
家屋状況	<p>持家 · 借家 (どちらかに○をつけてください)</p>

#### 【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

#### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。